

第185回

市町村職員を対象とするセミナー

## ひきこもり支援施策の動向

厚生労働省 社会・援護局  
地域福祉課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

- 1 ひきこもり支援の変遷と背景
- 2 ひきこもり支援ハンドブックの概要
- 3 ひきこもり支援施策の現状

**【参考資料】**

**市町村におけるひきこもり支援の取組例（令和6、7年度作成）**

## ひきこもり支援の変遷と背景



# ひきこもり支援の歴史

| 時期           | 主な取組や出来事など  |
|--------------|---|
| 1970年代<br>以前 | 1960年(S35) 日本児童精神医学会（現日本児童青年精神医学会）設立<br>「学校恐怖症」「登校拒否」についての研究が進む、中学生の不登校の増加<br>1965年(S40) 国立国府台病院児童精神科内に院内学級設立   |
| 1980年代       | 1985年(S60) 東京シューレ（日本初のフリースクール）開設  |
| 1990年代       | 1990年(H2) 内閣府『青少年白書』で「若者の非社会的問題行動の一つとして「ひきこもり」が掲載」<br>1991年(H3) 「引きこもり・不登校児童福祉対策モデル事業」開始（メンタルフレンド）<br>1998年(H10) 『社会的ひきこもり』（斎藤環著）発刊 →以降、「ひきこもり」という言葉が一般的に<br>1999年(H12) KHJ全国ひきこもり家族会連合会発足  |
| 2000年代       | 2001年(H13) 『10代・20代を中心とした「ひきこもり」をめぐる地域保健活動のガイドライン（暫定版）』策定<br>2003年(H15) 『ガイドライン（最終版）』発表<br>内閣府「青少年育成施策大綱」発表 「若者自立・挑戦プラン」<br>2005年(H17) 「若者自立塾創出推進事業」→2009年(H21)事業仕分けにて廃止<br>2006年(H18) 「地域若者サポートステーション設置」<br>2009年(H21) ひきこもり地域支援センターを都道府県・政令指定都市へ整備開始  |
| 2010年代<br>以降 | 2010年(H22) 子ども若者育成支援推進法施行<br>内閣府「若者の意識に関する調査（実態調査）」推計 69.6万人と発表（15歳～39歳）<br>厚労省『ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン』発表<br>2015年(H27) 生活困窮者自立支援法施行<br>2016年(H28) 内閣府 実態調査において、推計54.1万人を発表（15歳～39歳）<br>教育機会確保法が議員立法により成立、施行<br>2018年(H30) 生活困窮者自立支援法改正→基本理念規定の創設、定義規定の見直し<br>厚労省 「ひきこもりサポート事業」開始<br>内閣府 実態調査において、推計61.3万人を発表（40歳～64歳）<br>2020年(R2) 厚労省 市町村プラットフォーム設置要請（地域福祉課長通知）<br>2021年(R3) 厚労省「重層的支援体制整備事業」開始（R2の社会福祉法改正によりR3施行）<br>2022年(R4) 厚労省 ひきこもり支援推進事業拡充→ひきこもり地域支援センター等の設置を市町村へ拡充<br>2023年(R5) 内閣府 こども・若者の意識と生活に関する調査結果 推計50人に一人の割合を公表<br>孤独・孤立対策推進法成立（2024年（R6）4月施行）<br><b>2025年(R6) 厚労省 社会福祉推進事業において「ひきこもり支援ハンドブック～寄り添うための羅針盤～」作成</b> |

# こども・若者の意識と生活に関する調査結果

- 【目的】 こども・若者を取り巻く現状及び課題を的確に把握し、国及び地方公共団体におけるこども・若者育成支援施策や家庭・学校・地域・職域等におけるこども・若者育成支援の改善・充実に資する基礎資料を得ること
- 【調査対象】 ①10歳～39歳（令和4年4月1日現在）の男女 8,555人/20,000人（有効回収率42.8%）  
②40歳～69歳（令和4年4月1日現在）の男女 5,214人/10,000人（有効回収率52.1%）
- 【調査期間】 令和4年11月10日～25日 郵送（オンライン回答併用）

（注）本調査における「広義のひきこもり群」の定義

「普段どのくらい外出しますか」という質問に対し、下記の1～4のいずれかであると回答し、かつ、その状態となって6か月以上である回答をした者

- 1 自分の趣味に関する用事の時だけ外出する
- 2 近所のコンビニなどには出かける
- 3 自室からは出るが、家からは出ない
- 4 自室からほとんど出ない

ただし、次の者を除く。

- ① 現在、就業中である旨の回答をしている者等
- ② 身体的な病気等を現在の外出状況の理由としている者
- ③ 専業主婦・主夫・家事手伝いであると回答している者や出産・育児を現在の外出状況の理由としている者等のうち、最近6か月以内に家族以外のひと「よく会話し」「ときどき会話し」と回答している者

有効回答数に占める「広義のひきこもり群」の割合

|                       | 該当者数          | 有効回収数に占める割合      |
|-----------------------|---------------|------------------|
| 15歳～39歳               | 144人          | 2.05%            |
| 40歳～64歳<br>(40～69歳全体) | 86人<br>(155人) | 2.02%<br>(2.97%) |

（参考）過去調査における広義のひきこもり群の割合  
平成27年度若者の生活に関する調査15～39歳：1.57%  
平成30年度生活状況に関する調査 40～64歳：1.45%

「広義のひきこもり群」にある方の男女別割合

|                       | 男性               | 女性               |
|-----------------------|------------------|------------------|
| 15歳～39歳               | 53.5%            | 45.1%            |
| 40歳～64歳<br>(40～69歳全体) | 47.7%<br>(59.4%) | 52.3%<br>(40.6%) |

（参考）過去調査における男女別割合  
平成27年度調査（15歳～39歳）：男性63.3% 女性36.7%  
平成30年度調査（40歳～64歳）：男性76.6% 女性23.4%

ひきこもり状態になった理由として、「新型コロナウイルスの流行」をあげた方の割合（複数回答）

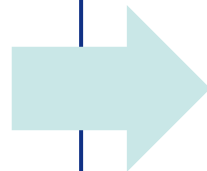
| 15歳～39歳               | 18.1%            |
|-----------------------|------------------|
| 40歳～64歳<br>(40～69歳全体) | 19.8%<br>(20.6%) |

※参考の過去調査とは質問項目が一部異なることから単純比較はできないことに留意

# ひきこもり支援の「指針」の特徴と推移

## 10代・20代を中心とした「ひきこもり」をめぐる 地域精神保健活動のガイドライン（2001）

- 多様性をもったメンタルヘルス（精神的健康）に対する問題
- 年齢の限定
- 精神保健課題として位置づけ



## ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン （新ガイドライン）（2010）

- 原則的には6ヶ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態を指す現象概念と定義
- 幅広い年齢層への支援
- 現に支援を必要としている、精神保健・福祉・医療の支援対象
- 医療的な支援が必要であることを示唆する内容

ひきこもり支援は、社会情勢や取り巻く環境が大きく変わる中で、**本人や家族の背景等も多様性を帯びるようになったことから、「新ガイドライン」におけるひきこもり支援では、全面的に支援することが難しい状況が生まれた。**

## ひきこもり支援ハンドブック（2025）

- **病気や障害等、本人自身に問題があるといった視点に限定するのではなく、それに加えて、その人を取り巻く環境や社会に課題があるという視点で、その課題を改善していく考え方を採用**
- **医療が必要である人も含めて、さまざまな相談支援や居場所活動を必要としている人を対象としたひきこもり支援の具体的な指針を記載**
- **ひきこもり支援に従事する支援者が、伴走支援にあたって大切にしてほしい共通の認識を記載**

# ひきこもり支援の考え方（「ガイドライン」における定義など）

「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」（平成22年5月）によるひきこもりの定義

（厚生労働科学研究でとりまとめ、主任研究者：齋藤万比古氏 国立国際医療研究センター国府台病院）

## 様々な要因の結果として

社会的参加（就学、就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6カ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態を指す**現象概念**（他者と交わらない形での外出をしてもよい）

ひきこもりは現象や状態像であって、その人そのものではない

例えば、○○で「ひきこもり状態にある人」、○○により「ひきこもり状態」を選んだ人、「ひきこもらざるを得ない状態」など

本人は“生きるため”にひきこもり状態にならざるを得ない  
いつか元気になって、自分もできることをしたい、働きたい、活躍したいなど  
ひきこもっている間、悩み、考え、苦しんでいる

“生きるため”のエネルギーを貯めている「充電期間」と捉えることが大切

→ 家族や周りの人たち、社会や一般の認識が“ひきこもり問題”“課題”としている



# 2

## ひきこもり支援ハンドブックの概要



# 【令和6年度 厚生労働省 社会福祉推進事業】ひきこもり支援にかかる支援ハンドブックの策定に向けた調査研究事業 ひきこもり支援ハンドブック～寄り添うための羅針盤～概要 R7.1.31に自治体宛通知

## 【ひきこもり支援ハンドブックの目的・背景】

- ◆ 「ひきこもり状態にある人やその家族」に関わる全ての支援者が、支援にあたっての参考（拠り所）となるよう、支援を行う前提や基本的な考え方（価値や倫理）、支援のポイントなどを網羅的に掲載。
- ◆ 「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン（2010）」以降、**ひきこもりに関する支援の指針は示されておらず、社会情勢や取り巻く社会環境が大きく変わる中で、現状の課題を踏まえた新たな指針**が求められている。
- ◆ ひきこもり支援に従事する支援者が、支援を行う際の共通認識として理解しておくべき内容を記載しており、このハンドブックに記載されている内容をもとに、支援を受ける本人やその家族等との対話を通して、より良い支援を実現していく。

## ひきこもり支援の対象者と目指す姿

### 支援の対象者

- ▶ 社会的に孤立し、孤独を感じている状態にある人や、様々な生活上の困難を抱え、家族を含む他者との交流が限定的（希薄）な状態であり、かつ、支援を必要とする本人及びその家族。  
※**その状態にある期間は問わない。**

### 目指す姿

- ▶ ひきこもり支援では、本人及びその家族自身の意思で今後の生き方や社会との関わり方などを決める「自律」を目指す。**※社会参加の実現や就労はプロセスであり、そのみが支援のゴールではない。**
- ▶ 相談支援機関は本人及びその家族の「尊厳」を守り、寄り添いながら丁寧な相談支援を実施する。また、一人ひとりの思いを受け止め、本人や家族のペースに合わせたオーダーメイドの伴走型支援を継続。

## ひきこもり支援における価値や倫理

### 価値や倫理

- ▶ ひきこもり支援においては、①ひきこもり状態にある本人を「人として尊厳ある存在」と認識し背景等を理解する（人間観）、②社会に対する捉え方を理解する（社会観）、③本人の意思を尊重する（支援観）3つの考え（価値）を共通基盤として支援を行い、さらに、それを前提として行う行動（倫理）を原理・原則（支援の拠り所）とする。

### 求められる姿勢

- ▶ 「敬意と労い」「尊重し、共に考える」「一歩ずつ支援する」「家族は本人支援に影響を与える存在」という支援者として求められる4つの姿勢。

### 支援の留意点

- ▶ 「本人と家族の意向は異なる」「広く社会に働きかける」「支援者は一人で抱えない」「支援の強要に注意する」「エンパワメントやコーディネート」「精神疾患や発達障害の正しい理解」という支援を行う上での6つの留意点。

## ひきこもり支援におけるポイント

### 支援のポイント

- ▶ ひきこもり支援は、本人やその家族の背景が様々であり、それぞれに応じた支援も多様であるため、各自治体が実践されている支援のポイントを網羅して掲載。
- ▶ 具体的には、①対象者とのコミュニケーション、②意向の確認、③意向を反映した支援の計画と実行、④支援の入口と出口、⑤家族間の関係性、⑥支援の制度や体制、⑦支援者のエンパワメントの7つの項目、50のポイントで整理する。

### 事例で見る支援のポイント

- ▶ 支援の実践場面ごとの事例を掲載し、支援のポイントを解説。
- ▶ 具体的には、ひきこもり状態が長期にわたる事例をはじめとして、11パターン（30事例）を、年齢や性別、世帯状況の違いで仮想設定し、支援のポイントを整理する。

# ひきこもり支援対象者の考え方（「ひきこもり支援ハンドブック」から）

## ◆「ひきこもり支援」の対象者を広く捉えています

「ひきこもり」に対する考え方、捉え方が一般化され、ガイドラインの定義に当てはまらない対象者が多くいる現状となっています。生活困窮者自立支援制度や、地域共生社会の実現に向けた地域住民を広く支える仕組み作りも始まっているなか、「ひきこもり状態」にある人は、多様な分野、年齢、世帯で見られるようになり、その定義化は困難です。

### ひきこもり支援における対象者とは

社会的に孤立し、孤独を感じている状態にある人や、様々な生きづらさを抱えている状態の人（一人ひとりの状況は違う）であり、具体的には

- 何らかの生きづらさを抱え生活上の困難を感じている状態にある
- 家族を含む他者との交流が限定的（希薄）な状態にある
- 支援を必要とする状態にある（自ら支援を求めることができない場合もある）

本人やその家族（世帯）です。その状態にある期間は問わない。

生きづらさとは、その人自身が感じている固有のものであり、他者がその生きづらさの有無やその大小を判断することはできない。またその期間によって支援の必要性が変わるものではない。さらに、支援を求めている場合だけではなく、自ら支援を求める声を発することができない場合もあることから、支援者は声に出せない潜在的なニーズを、関係機関等と連携し対話を通じて確認していくことが重要。

## ひきこもり支援の目指す姿

### ◆ 「ひきこもり支援」の目指す姿とは

「ひきこもり支援」におけるこれまでの課題は、支援のゴールが「就労」や「社会参加」と言われていたことです。しかしヒアリングや調査結果から「就労すること」や「社会参加」は支援の過程でありプロセス、そのためそれのみが支援のゴールや目指す姿ではないと整理しました。

#### ひきこもり支援において目指すべき姿は

一人ひとりの背景や心情を捉えずに社会参加や就労を求めることではなく、本人のペースに合わせながら、本人やその家族が、自らの意思により、自身が目指す生き方や、社会との関わり方等を決めていくことができるようになること（自律）とした。

自律とは自己を律すること、社会に適応するといった捉え方ではなく、本人の尊厳や主体性、自尊感情を回復する意味であり、その自律に向けたプロセスを本人と支援者が共有しながら一歩ずつ進むことを目指すもの。自律の形は一人ひとり違うものであり、決まったものはない。

自律に向けた具体的な取組として、社会参加や就労も含まれており、本人の求める支援は多様であるといえる。（家族は本人の自律を支える役割だけではなく、家族も自律することが望ましい。一方で、自分の意思や希望の表出がうまくできない本人に対しては、支援を進める中で本人が望む未来を具体的に描けるよう、ともに考え、選択しやすい情報提供に努めながら、意思表示や意思形成、自己決定につながる丁寧なサポートが必要。

## 支援の共通基盤としての「価値」や「倫理」

### ◆ 「ひきこもり支援」における価値や倫理を記載しました

支援において共通的な基盤となる価値や倫理の考え方を明文化しました。これは全ての支援者に共通する価値観として、人間観、社会観、支援観を記載するとともに、その価値を判断する際の倫理についても記載しました。支援者個人の価値観ではありません。

#### <人間観>

人権尊重や個人の尊厳、利益優先という考え方に基づき、「人として尊厳ある存在」「主体的・能動的存在であり、無限の可能性や潜在的能力を有する存在」という認識を持つ

#### <社会観>

ひきこもり状態に至ったありのままを理解するとともに、取り巻く社会がどうあるべきかを考える

#### <支援観>

人として社会との関係性の中で否定的に捉えられることなく、社会の一員として尊重されるべき。本人の自律の力の醸成を中心におき、社会全体にも働きかける

#### <倫理>

支援をおこなう前提となる倫理とは、支援者の価値（人間観・社会観・支援観）を基盤として支援をより良い方向に向けていく際の判断、行動に関する具体的指針である

# ハンドブックの構成について

## 第1章 本書について

- (1) 作成の背景
- (2) ひきこもり支援の現状と課題
- (3) 本書の目的、活用方法

## 第2章 ひきこもり支援の対象者と目指す姿

- (1) ひきこもり支援対象者の考え方
- (2) ひきこもり支援の目指す姿

## 第3章 価値や倫理

- (1) 支援において大切にしたい拠り所
- (2) 価値と倫理に基づいた求められる姿勢
- (3) 価値と倫理に基づいた留意点

## 第4章 支援のポイント

- (1) 対象者とのコミュニケーション
- (2) 意向の確認
- (3) 意向を反映した支援の計画・実行
- (4) 支援の入口と出口
- (5) 家族間の関係性
- (6) 支援制度や支援体制
- (7) 支援者のエンパワメント

## 第5章 事例で見る支援のポイント (30事例)

第1章では

支援をおこなう前提となる知識として、歴史的な経過、支援施策の変遷、社会背景や現状を理解し、目の前の対象者だけではなく、社会への働きかけを期待

第2章では

これまでの医療・診断を基本とした視点から、ソーシャルワークの視点を基本とした支援の捉え方、対象者像や目指す姿を記載

第3章では

支援者の共通基盤となる考え方を記載

第4章では

支援者が日々の支援で複雑困難な課題に直面し、思い悩む場面でも、対象者に寄り添った支援を実現するためのポイントを記載

第5章では

各現場で関わっている支援事例（架空）を用いて支援の関わりから、第2～第4章の支援のポイントを用いて解説し、理解しやすい記載としている

## ハンドブック、座談会動画が見られます

ひきこもり支援ハンドブック～寄り添うための羅針盤～

<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/001471237.pdf>



座談会動画公開YouTubeアドレス及びQRコード

① <https://www.youtube.com/watch?v=R265eFtX31M>

(ひきこもり支援施策の説明、構成等説明)



② <https://www.youtube.com/watch?v=q4VZJkeACEg>

(基調講演「ひきこもり支援における価値と倫理」  
(長谷川俊雄氏) 及び質疑応答)



③ <https://www.youtube.com/watch?v=9XAYEbNq-fE>

(検討委員によるパネルディスカッション)



# 3

## ひきこもり支援施策の現状



# ひきこもり支援の関連予算事業

| 事業名  | 事業内容（令和8年度）   | R8予算額 |
|--|---|-------|
| 自治体におけるひきこもり支体制構築への支援（生活困窮者就労準備支援事業費等補助金）      |   |       |
| 1. ひきこもり支援推進事業                                 | <p>市町村プラットフォームの設置など、地方自治体におけるひきこもり相談支援体制の更なる充実に向けた取組を推進するため、以下に掲げる取組に対する費用を補助。</p> <p>① 都道府県及び市区町村において、相談支援事業及び居場所づくり事業等の取組の全部又は一部を実施することにより、ひきこもり状態にある本人や家族からの電話、来所等による相談に応じて適切な助言を行うとともに、居場所づくりや地域における関係機関とのネットワークの構築等を実施（ひきこもり地域支援センター等の設置・運営等）。</p> <p>②都道府県において、市区町村（指定都市を除く）における本事業の立ち上げ支援。</p> | 15億円  |
| ひきこもりに関する普及啓発、ひきこもり支援従事者の支援の質の向上、支援者のケア等（委託事業） |   |       |
| 2. ひきこもりに関する地域社会に向けた広報事業                       | <p>地域におけるひきこもりに関する理解を深め、ひきこもり当事者やその家族が孤立せず、相談しやすい環境づくりを促進するため、ひきこもり支援に関する情報をまとめ情報発信するポータルサイトの運用、全国各地でのキャラバン活動の実施、イベントやパネルディスカッションの開催などを実施。</p>  | 1.2億円 |
| 3. ひきこもり地域支援センター職員等への人材養成研修・広報事業               | <p>多様で複合的な課題を有するひきこもり状態にある方とその家族への支援が適切に行える人材の養成を図るため、ひきこもり支援に携わる新任職員や中堅職員等に対して、養成研修を実施。</p> <p>併せて、ひきこもり支援に関する先進事例等を整理の上、周知・広報等を実施。</p>  | 0.2億円 |
| 4. ひきこもり支援における支援者ケア事業                          | <p>ひきこもり支援従事者が、複雑・複合化した課題や長期化する支援において抱える悩みの解消・抑制を図るため、Slack（スラック）を活用したひきこもり支援従事者同士のコミュニケーションの場を設置し、オンライン上において有用な情報交換等を気軽に行える取組を実施。</p>  | 0.3億円 |
| 5. ひきこもり支援における共同生活型支援に係るガイドライン等の開発・調査業務        | <p>効果的に共同生活型支援を実施する取り組みについて実践事例を収集・検証し、事業運営の透明性の確保など、その活動を総合的に評価できる事項を示したガイドライン（骨子）等を整理。</p>  | 0.6億円 |

# ひきこもり支援施策の全体像

より身近な市町村域における相談窓口の設置と支援内容の充実を図り、これを都道府県がバックアップする体制を構築

## 市町村域

## ひきこもり支援に特化した事業（令和7年度：340市区町村）

段階的な充実

### I ひきこもり地域支援センター（令和7年度：47市区町）

①相談支援、②居場所づくり、③地域のネットワークづくり、④当事者会・家族会の開催、⑤住民への普及啓発等を総合的に実施

### II ひきこもり支援ステーション（令和7年度：129市区町村）

ひきこもり支援の核となる①相談支援、②居場所づくり、③地域のネットワークづくり等を一体的に実施

### III ひきこもりサポート事業（令和7年度：164市区町村）

ひきこもり支援の導入として、任意の事業を選択して実施

## 重層的支援体制整備事業

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築

属性を問わない相談支援、参加支援  
地域づくりに向けた支援 等

## 生活困窮者自立支援制度

（福祉事務所設置自治体）

## 自立相談支援事業

アウトリーチや関係機関への同行訪問  
関係機関へのつなぎ 等

## 就労準備支援事業

就労準備支援プログラムの作成  
ひきこもりの方がいる世帯への訪問支援等

## 市町村への準備支援

新たに支援開始を検討している市町村の準備費用（実態把握経費、居場所等の拠点の修繕費、備品購入費など）へ手厚く補助（※次年度、センター等の実施が条件）

ひきこもり地域支援センターのサテライトの設置  
都道府県から市町村への財政支援と支援ノウハウの継承  
※原則2年後に市町村事業に移行

## 支援イメージ ～「多様な支援の選択肢」×「多様な主体による官民連携ネットワーク」～



多様な取組や関係機関の連携を活かして一人ひとりの状況に応じたオーダーメイドの支援

全ての自治体に対して、ひきこもり相談窓口を明確化や市町村プラットフォームの設置を依頼している

**（明確化自治体数）**  
1,560/1,741自治体  
(89.6%)  
**（市町村プラットフォームの設置自治体数）**  
1,354/1,741自治体  
(77.8%)  
※令和6年度末時点速報値

## 後方支援

立ち上げ支援  
市町村訪問支援

## ひきこもり地域支援センター

相談支援、居場所づくり、地域のネットワークづくり、家族会・当事者会の開催、住民への普及啓発に加えて、市町村等への後方支援と支援者研修等を総合的に実施する

市町村等への後方支援

関係機関の職員養成研修

多職種専門チームの設置

等

都道府県（指定都市）域（67都道府県市）

②支援の質の向上  
③支援者のケア

①社会全体の気運醸成

国

## ①ひきこもりに関する地域社会に向けた広報事業

ひきこもり支援シンポジウム、全国キャラバンの開催  
ひきこもり支援情報をまとめたポータルサイト運用 等

## ②人材養成研修事業

ひきこもり地域支援センター職員等を対象とした初任者向け・中堅者向け研修の実施

## ③ひきこもり支援コミュニティ（支援者支援）の構築

支援者が抱える悩みの共有や相談できる場などの提供等を通じ、支援者をフォローアップ



# ひきこもり地域支援センター

## ひきこもり地域支援センター等設置運営事業（平成21年度～）



### ひきこもり地域支援センター

【実施主体】都道府県、指定都市・市町村（NPO等への事業委託可能）  
 <実施状況> 全ての都道府県・指定都市に設置 67自治体79か所  
 令和4年度から市町村に拡大して設置



#### ○相談支援事業（窓口周知）

ひきこもり支援コーディネーター（※2名以上配置）が、ひきこもりの状態にある本人、家族からの電話、来所等による相談や必要に応じて訪問支援を行い、早期に適切な機関につなぐ。

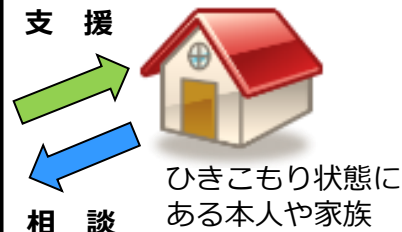
※社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、臨床心理士等

必須事業

- 居場所づくり事業
- 連絡協議会・ネットワークづくり事業
- 当事者会・家族会開催事業
- 住民向け講演会・研修会開催事業
- 関係機関の職員養成研修事業（都道府県・指定都市は必須）

任意事業

- サポーター派遣・養成事業
- 民間団体との連携事業
- 実態把握調査事業
- 多職種専門チームの設置
- 管内市区町村への後方支援事業（都道府県は必須）
- ひきこもり地域支援センターのサテライト設置事業（都道府県のみ）
- 支援者ケアの実施（都道府県のみ）
- 市区町村訪問支援の実施（都道府県のみ）



**民間団体**  
 家族会  
 NPO法人  
 民間カウンセラー

**教育関係**  
 学校 教育委員会

**保健医療関係**  
 医療機関  
 保健所  
 保健センター

**就労関係**  
 地域若者サポートステーション  
 ハローワーク  
 障害者雇用促進関連施設

### 関係機関との連携・後方支援



**福祉、行政関係**  
 福祉事務所 市区町村窓口 地域包括支援センター  
 児童相談所 福祉施設 精神保健福祉センター  
 発達障害者支援センター 自立相談支援機関  
 子ども・若者総合相談センター 等

平成21年度から整備を開始  
 平成30年度に全ての都道府県・指定都市へ設置が完了  
**令和4年度から市町村での設置を拡大**

# ひきこもり支援ステーション事業及びひきこもりサポート事業

## ひきこもり支援ステーション事業 (R4~)

必須事業

### ○相談支援事業 (窓口周知)

ひきこもり支援コーディネーター (1名以上配置) が、ひきこもりの状態にある本人、家族からの電話、来所等による相談や必要に応じて訪問支援を行い、早期に適切な機関につなぐ。

### ○居場所づくり事業

### ○連絡協議会・ネットワークづくり事業

任意事業

### ○当事者会・家族会開催事業

### ○住民向け講演会・研修会開催事業

### ○サポーター派遣・養成事業

### ○民間団体との連携事業

### ○実態把握調査事業

### ○専門職の配置



### <主な取組例>

**A市** 人口約 約19万人  
相談窓口は一部社福法人へ委託により開設  
その他、農作業を通じた居場所の開設や、住民等への実態調査を予定



**B町** 人口約 約1.5万人  
相談窓口は法人へ委託により開設、アウトリーチ型支援も実施する。町が運営するデイケアと連携したグループ活動、居場所の設置等



### <国庫補助基準> 補助率 1/2

基本額 重層的支援体制整備事業を実施していない場合：10,000千円

重層的支援体制整備事業を実施している場合：7,500千円

加算額 任意事業に取り組む場合について、その事業に応じた基準額を加算 (1事業500千円~3,000千円)

ステーション事業、サポート事業は、2以上の自治体による共同実施も可能

※サポート事業からステーション事業への移行

## ひきこもりサポート事業

ひきこもり支援の導入として、地域の特性や対応状況に合わせて任意の事業を選択 (複数可) して実施

相談支援事業

居場所づくり事業

連絡協議会・ネットワークづくり事業

当事者会・家族会開催事業

住民向け講演会・研修会開催事業

サポーター派遣・養成事業

民間団体との連携事業

実態把握調査事業



### <主な取組例>

**C市 (中核市)** 人口約 37万人  
ひきこもりに悩んでいる家族を対象に、認知行動療法に基づくCRAFT手法を用いた関わり方研修を開催 (委託)  
全6回コース×2回 (年)



**D市** 人口約 9.5万人  
民生委員児童委員へのアンケート調査による実態調査を実施  
・事前説明会の開催  
・作成と結果分析等



### <国庫補助基準> 補助率 1/2

実施する事業に応じた基準額の合計とする。

○相談支援事業、居場所づくり事業、民間団体との連携事業：各1,000千円

○連絡協議会・ネットワークづくり事業、当事者会・家族会開催事業  
住民向け講演会・研修会事業、サポーター派遣・養成事業、実態把握事業：各500千円



# 身近な基礎自治体におけるひきこもり支援の充実

## 事業イメージ

実施主体：都道府県・市町村  
補助率：1/2

### 【都道府県域】

#### ①ひきこもり地域支援センター

- ①相談支援 ②居場所づくり
- ③ネットワークづくり
- ④当事者会・家族会の開催
- ⑤住民向け講演会等の開催
- ⑥関係機関の職員養成研修
- ⑦管内市町村等への後方支援等を総合的に実施



#### 都道府県による市町村の 立ち上げ支援事業

市町村に対して、財政支援と支援ノウハウの継承をセットにした支援を有期で実施  
(国:1/2、都道府県1/2~1/4、市町村0~1/4)

#### 都道府県による市町村 の取組のバックアップ

原則2年後に  
市町村域の  
事業に移行

#### ③ひきこもり地域支援センター

- ①相談支援 ②居場所づくり
- ③ネットワークづくり
- ④当事者会・家族会の開催
- ⑤住民向け講演会等の開催等を総合的に実施

(A市)



相談室



(B市)

#### ④ひきこもり支援ステーション事業

- 支援の核となる
- ①相談支援
  - ②居場所づくり
  - ③ネットワークづくり
- を一体的に実施

相談室



市町村域での取組を推進

#### ⑤ひきこもりサポート事業

相談支援や居場所づくり、実態把握調査など、取り組みやすい事業を実施

相談室

(C市)



段階的に事業を充実

### 【市町村域】

【◎は必須事業 ○は任意事業】

## 実施主体・事業別の取組一覧

| 実施主体        | 支援の<br>カテゴリ<br>事業名 | 当事者・家族支援      |                 |                               |                              | 住民への普及啓発<br>・民間団体との連携           |                         |                       | 現状<br>把握 | 自治体<br>支援           |                 | 支援者<br>育成 | 自治体支援                        |                              |   |
|-------------|--------------------|---------------|-----------------|-------------------------------|------------------------------|---------------------------------|-------------------------|-----------------------|----------|---------------------|-----------------|-----------|------------------------------|------------------------------|---|
|             |                    | ①<br>相談<br>支援 | ②<br>居場所<br>づくり | ③<br>連絡協<br>議会・<br>ネット<br>ワーク | ④<br>当事者<br>会・家<br>族会の<br>開催 | ⑤<br>住民向け<br>講演会・<br>研修会の<br>開催 | ⑥<br>サポー<br>ター派<br>遣・養成 | ⑦<br>民間団<br>体との<br>連携 |          | ⑧<br>実態<br>把握<br>調査 | ⑨<br>専門職<br>の配置 |           | ⑩<br>多職種<br>専門<br>チーム<br>の設置 | ⑪<br>関係機<br>関の職<br>員養成<br>研修 | ⑫<br>管内市<br>区町<br>村・行<br>政区<br>への<br>支援 |
| ① 都道府県・指定都市 | センター               | ◎             | ◎               | ◎                             | ◎                            | ◎                               | ○                       | ○                     | ○        | ◎※3人まで              | ○               | ◎         | ○                            | ○※3人まで                       | ○                                       |
| ②           | サテライト<br>※都道府県のみ   | ◎             | ◎               | ○                             | ○                            | ○                               | ○                       | ○                     | ○        | ○                   | ○               | ○         | -                            | -                            | -                                       |
| ③ 中核市・一般市町村 | センター               | ◎             | ◎               | ◎                             | ◎                            | ◎                               | ○                       | ○                     | ○        | ◎※3人まで              | ○               | -         | -                            | -                            | ○                                       |
| ④           | ステー<br>ション         | ◎             | ◎               | ◎                             | ○                            | ○                               | ○                       | ○                     | ○        | ◎※1人まで              | -               | -         | -                            | -                            | ○                                       |
| ⑤           | サポート事<br>業         | ○             | ○               | ○                             | ○                            | ○                               | ○                       | ○                     | ○        | -                   | -               | -         | -                            | -                            | ○                                       |

◎は必須事業  
○は任意事業

令和8年度当初予算 15億円（16億円）※（）内は前年度当初予算額 ※生活困窮者就労準備支援事業費等補助金

## 1 事業の目的

- 本事業は、令和4年度以降、都道府県・指定都市域での取組のみならず、住民に身近な基礎自治体である市区町村においてひきこもり支援に特化した相談窓口の設置や居場所づくり、関係者間のネットワーク構築、当事者会・家族会の開催など、ひきこもり支援体制の構築を進めている。
- 内閣府の調査（令和5年3月）の公表では、ひきこもり状態の方が50人に一人（推計）であることが明らかになり、新たな支援ニーズの掘り起こしが進むことで相談件数の増加が見込まれる。
- こうした中、地域の実情により、ひきこもり支援推進事業を実施していない自治体もあり、ひきこもり支援体制の地域偏在や未実施自治体が抱える課題の解消を図るとともに、「ひきこもり支援ハンドブック」等に基づく支援につなげる取組を進めていく。

### （課題）

- ・ 町村など小規模自治体では、自治体内の公共交通機関などのインフラ不足により居場所等に当事者や家族が集まりづらい状況。
- ・ また、NPOや民間団体などが乏しく、その地域で支援を担う人材の不足や地域資源が連携する仕組みが整備できないため、小規模自治体が単独で対応していくには限界がある。

## 2 事業概要・スキーム・実施主体等

### （1）「都道府県による広域連携支援加算」の創設

- 事業の広域連携を促進するため、都道府県センターが以下の取組を行う場合の加算を新たに創設
  - ① 都道府県センターが、県全域の事業実施を目的として広域のネットワークづくり等を行う地域のNPO等を支援することにより、小規模自治体における事業実施を促進する体制を構築する。
  - ② 市区町村の実態を把握した上で、市区町村の広域連携を促進するための会議を定期的開催  
※都道府県（指定都市含む）内の関係機関との連携を想定しているほか、都道府県センター同士（指定都市含む）が取組事例の共有等を図る場合も可とする。  
※加算対象期間は原則3年間を想定

### （2）「市区町村における広域連携加算」の創設

- 複数自治体が以下の取組を共同実施するなど、事業実施自治体が未実施自治体の支援対象者の事業利用を可能とする体制を構築した場合、主体となる自治体に対し、連携自治体数に応じた新たな加算を創設する。
  - ① NPOや当事者会・家族会等の様々な民間団体を活用し、相談会、居場所・体験活動、ピアサポーター養成を実施、当事者及びその家族が自ら行う交流会や普及啓発などの取組支援（ひきこもり支援に資する取組と自治体が判断する場合に幅広に対象とする）
  - ② 遠隔地の利用者への送迎（車両借り上げや燃料費など。そのための人件費は含まれない）

# 令和7年度ひきこもり支援推進事業実施自治体（生活困窮者自立支援事業補助金）

都道府県・政令市除く  
黄色の網掛けは中核市  
赤字はR7新規自治体

| ひきこもり地域支援センター 47自治体 |      |      |      |
|---------------------|------|------|------|
| 北海道                 | 石狩市  | 神奈川県 | 鎌倉市  |
|                     | 幕別町  | 新潟県  | 柏崎市  |
| 岩手県                 | 北上市  | 富山県  | 富山市  |
| 秋田県                 | 横手市  | 静岡県  | 掛川市  |
| 栃木県                 | 鹿沼市  | 岐阜県  | 岐阜市  |
| 群馬県                 | 渋川市  | 愛知県  | 安城市  |
|                     | 安中市  |      | 西尾市  |
| 東京都                 | 千代田区 | 三重県  | 東海市  |
|                     | 新宿区  |      | 豊明市  |
|                     | 文京区  |      | みよし市 |
|                     | 台東区  |      | よき市  |
|                     | 墨田区  | 兵庫県  | 松阪市  |
|                     | 目黒区  |      | 鳥羽市  |
|                     | 世田谷区 | 三重県  | いなべ市 |
|                     | 中野区  |      | 赤穂市  |
|                     | 杉並区  | 兵庫県  | 宍粟市  |
|                     | 板橋区  |      | 尼崎市  |
|                     | 足立区  | 三重県  | 明石市  |
|                     | 江戸川区 |      | 西宮市  |
|                     | 武蔵野市 | 奈良県  | 生駒市  |
|                     | 調布市  | 岡山県  | 総社市  |
| 日野市                 | 高梁市  | 高梁市  |      |
| 西東京市                | 福岡県  | 八女市  |      |
| 八王子市                |      |      |      |

| ステーション事業 129自治体 |       |      |      |      |        |
|-----------------|-------|------|------|------|--------|
| 北海道             | 釧路市   | 山梨県  | 富士川町 | 和歌山県 | みなべ町   |
|                 | 帯広市   |      | 甲府市  |      | 日高川町   |
|                 | 津別町   | 長野県  | 安曇野市 |      | 白浜町    |
| 青森県             | 三沢市   | 岐阜県  | 恵那市  | 和歌山県 | 上富田町   |
|                 | むつ市   |      | 各務原市 |      | すさみ町   |
| 宮城県             | 岩沼市   | 静岡県  | 藤枝市  |      | 那智勝浦町  |
| 秋田県             | 大館市   | 愛知県  | 刈谷市  | 太地町  | 太地町    |
|                 | 米沢市   |      | 稲沢市  | 稲沢市  | 古座川町   |
| 山形県             | 鶴岡市   | 三重県  | 東郷町  | 鳥取県  | 北山村    |
|                 | 長井市   |      | 亀山市  |      | 串本町    |
|                 | 南陽市   | 伊賀市  | 和歌山市 |      |        |
| 福島県             | 庄内町   | 滋賀県  | 明和町  | 鳥取県  | 南部町    |
|                 | 会津若松市 |      | 湖南市  |      | 鳥取市    |
| 茨城県             | 白河市   | 京都府  | 宇治市  | 島根県  | 益田市    |
|                 | 喜多方市  |      | 京田辺市 |      | 大田市    |
| 栃木県             | いわき市  | 大阪府  | 岸和田市 | 岡山県  | 奥出雲町   |
|                 | 取手市   |      | 豊中市  |      | 津和野町   |
| 埼玉県             | 水戸市   | 兵庫県  | 枚方市  | 岡山県  | 松江市    |
|                 | 小山市   |      | 洲本市  |      | 瀬戸内市   |
| 千葉県             | さくら市  | 兵庫県  | 豊岡市  | 広島県  | 倉敷市    |
|                 | 秩父市   |      | 川西市  |      | 三原市    |
| 東京都             | 和光市   | 兵庫県  | 丹波市  | 山口県  | 尾道市    |
|                 | 越谷市   |      | 朝来市  |      | 府中市    |
| 神奈川県            | 習志野市  | 奈良県  | 淡路市  | 山口県  | 庄原市    |
|                 | 浦安市   |      | 奈良市  |      | 東広島市   |
| 東京都             | 品川区   | 奈良県  | 太子町  | 山口県  | 廿日市市   |
|                 | 荒川区   |      | 香美町  |      | 海田町    |
| 東京都             | 国立市   | 奈良県  | 姫路市  | 山口県  | 宇部市    |
|                 | 東大和市  |      | 奈良市  |      | 山口市    |
| 神奈川県            | 多摩市   | 和歌山県 | 橋本市  | 山口県  | 萩市     |
|                 | 稲城市   |      | 海南市  |      | 周南市    |
| 新潟県             | 御坊市   | 和歌山県 | 有田市  | 山口県  | 山陽小野田市 |
|                 | 大島町   |      | 橋本市  |      | うきは市   |
| 神奈川県            | 小田原市  | 和歌山県 | 御坊市  | 長崎県  | 五島市    |
|                 | 大和市   |      | 田辺市  |      | 佐世保市   |
| 新潟県             | 座間市   | 和歌山県 | 新宮市  | 熊本県  | 宇城市    |
|                 | 綾瀬市   |      | 紀の川市 |      | 合志市    |
| 新潟県             | 長岡市   | 和歌山県 | 岩出市  | 大分県  | 中津市    |
|                 | 新発田市  |      | 紀美野町 |      | 宮崎市    |
| 石川県             | かつらぎ町 | 和歌山県 | 九度山町 | 宮崎県  | 宮崎市    |
|                 | 高野町   |      | 高野町  |      |        |
| 福井県             | 高野町   | 和歌山県 | 高野町  | 宮崎県  | 高野町    |
|                 | 中能登町  |      | 高野町  |      | 高野町    |
| 福井県             | 美浜町   | 和歌山県 | 高野町  | 宮崎県  | 高野町    |
|                 | 越前市   |      | 高野町  |      | 高野町    |
| 福井県             | 坂井市   | 和歌山県 | 高野町  | 宮崎県  | 高野町    |
|                 | 池田町   |      | 高野町  |      | 高野町    |

| サポート事業 164自治体 |        |      |      |     |       |      |      |
|---------------|--------|------|------|-----|-------|------|------|
| 北海道           | 稚内市    | 埼玉県  | 飯能市  | 山梨県 | 山梨市   | 兵庫県  | 市川町  |
|               | 江別市    |      | 本庄市  |     | 北杜市   |      | 福崎町  |
|               | 紋別市    |      | 春日部市 |     | 茅野市   |      | 神河町  |
|               | 増毛町    |      | 上尾市  |     | 塩尻市   |      | 佐用町  |
| 青森県           | 陸別町    | 埼玉県  | 戸田市  | 長野県 | 御代田町  | 奈良県  | 天理市  |
|               | 弘前市    |      | 入間市  |     | 飯島町   |      | 御所市  |
| 岩手県           | 遠野市    | 埼玉県  | 志木市  | 長野県 | 山形村   | 和歌山県 | 湯浅町  |
|               | 奥州市    |      | 久喜市  |     | 白馬村   |      | 有田川町 |
| 宮城県           | 洋野町    | 千葉県  | 川越市  | 岐阜県 | 長野市   | 鳥取県  | 伯耆町  |
|               | 気仙沼市   |      | 松戸市  |     | 飛騨市   |      | 浜田市  |
| 宮城県           | 丸森町    | 千葉県  | 成田市  | 静岡県 | 富士宮市  | 島根県  | 江津市  |
|               | 利府町    |      | 佐倉市  |     | 伊東市   |      | 雲南市  |
|               | 大和町    |      | 南房総市 |     | 袋井市   |      | 川本町  |
|               | 大郷町    |      | 山武市  |     | 菊川市   |      | 邑南町  |
| 秋田県           | 女川町    | 東京都  | 船橋市  | 愛知県 | 森町    | 岡山県  | 吉賀町  |
|               | 南三陸町   |      | 中央区  |     | 春日井市  |      | 津山市  |
| 山形県           | 鹿角市    | 東京都  | 大田区  | 愛知県 | 犬山市   | 岡山県  | 玉野市  |
|               | 大仙市    |      | 北区   |     | 大府市   |      | 赤磐市  |
| 山形県           | 酒田市    | 東京都  | 葛飾区  | 愛知県 | 岩倉市   | 広島県  | 鏡野町  |
|               | 高島町    |      | 青梅市  |     | 長久手市  |      | 竹原市  |
| 福島県           | 田村市    | 東京都  | 昭島市  | 三重県 | 豊橋市   | 山口県  | 世羅町  |
|               | 伊達市    |      | 町田市  |     | 岡崎市   |      | 福山市  |
| 福島県           | 伊達市    | 神奈川県 | 一宮市  | 三重県 | 一宮市   | 徳島県  | 防府市  |
|               | 南会津町   |      | 東村山市 |     | 志摩市   |      | 長門市  |
| 福島県           | 西郷村    | 神奈川県 | 国分寺市 | 三重県 | 孤野町   | 徳島県  | 下関市  |
|               | 矢吹町    |      | 狛江市  |     | 多気町   |      | 徳島市  |
| 新潟県           | 棚倉町    | 新潟県  | 藤沢市  | 滋賀県 | 紀北町   | 香川県  | 鳴門市  |
|               | 矢祭町    |      | 横須賀市 |     | 日野町   |      | 三好市  |
| 新潟県           | 塙町     | 新潟県  | 小千谷市 | 京都府 | 日野町   | 福岡県  | 三豊市  |
|               | 石川町    |      | 十日町市 |     | 亀岡市   |      | 三豊市  |
| 茨城県           | 古殿町    | 新潟県  | 村上市  | 京都府 | 長岡京市  | 福岡県  | 綾川町  |
|               | ひたちなか市 |      | 佐渡市  |     | 南丹市   |      | 多度津町 |
| 茨城県           | 守谷市    | 新潟県  | 魚沼市  | 京都府 | 木津川市  | 福岡県  | 高松市  |
|               | かずみぐら市 |      | 津南町  |     | 久御山町  |      | 太宰府市 |
| 栃木県           | 神栖市    | 富山県  | 高岡市  | 大阪府 | 大山崎町  | 長崎県  | 新宮町  |
|               | 笠間市    |      | 射水市  |     | 池田市   |      | 遠賀町  |
| 群馬県           | 利根町    | 富山県  | 氷見市  | 兵庫県 | 富田林市  | 大分県  | 佐々町  |
|               | 真岡市    |      | 小矢部市 |     | 大阪狭山市 |      | 日田市  |
| 群馬県           | 宇都宮市   | 石川県  | 南砺市  | 兵庫県 | 宝塚市   | 鹿児島県 | 出水市  |
|               | 富岡市    |      | 加賀市  |     | 朝日町   |      | 霧島市  |
| 群馬県           | 富岡市    | 石川県  | 金沢市  | 兵庫県 | 養父市   | 沖縄県  | 名護市  |
|               | 富岡市    |      | 金沢市  |     | たつの市  |      | 豊見城市 |
| 群馬県           | 富岡市    | 石川県  | 金沢市  | 兵庫県 | 播磨町   | 沖縄県  | 豊見城市 |
|               | 富岡市    |      | 金沢市  |     | 播磨町   |      | 豊見城市 |

令和7年度 都道府県による  
立ち上げ支援事業実施自治体  
東京都（7自治体）  
島根県（1自治体）  
熊本県（2自治体）  
※リストに含まれている



# ひきこもり支援の取組状況

## ひきこもり支援の相談窓口の設置状況等

令和2年10月に、ひきこもり状態にある方など社会参加に向けた支援を必要とする方への、自治体における支援体制の構築に向けて、市区町村及び都道府県において取り組むべき事項として、①ひきこもり相談窓口の明確化・周知、②支援対象者の実態やニーズの把握、③市町村プラットフォームの設置・運営について依頼している。

| 依頼内容        | 令和2年度            | 令和3年度            | 令和4年度            | 令和5年度            | 令和6年度            | 備考                        |
|-------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|---------------------------|
| 相談窓口の明確化    | 1,053<br>(60.5%) | 1,273<br>(73.1%) | 1,430<br>(82.1%) | 1,487<br>(85.4%) | 1,560<br>(89.6%) | 1,741自治体                  |
| うち周知の状況     | 790<br>(75.0%)   | 1,077<br>(84.6%) | 1,237<br>(86.5%) | 1,320<br>(88.8%) | 1,438<br>(92.2%) | 明確化している自治体のうち、周知している数及び割合 |
| 実態把握調査      | 517<br>(28.9%)   | 777<br>(43.5%)   | 931<br>(52.1%)   | 1,005<br>(56.2%) | 1,063<br>(59.5%) | 1,788自治体                  |
| 市町村プラットフォーム | 589<br>(33.8%)   | 1,003<br>(57.6%) | 1,205<br>(69.2%) | 1,319<br>(75.8%) | 1,354<br>(77.8%) | 1,741自治体                  |

単位：自治体

## ひきこもり支援推進事業実施自治体

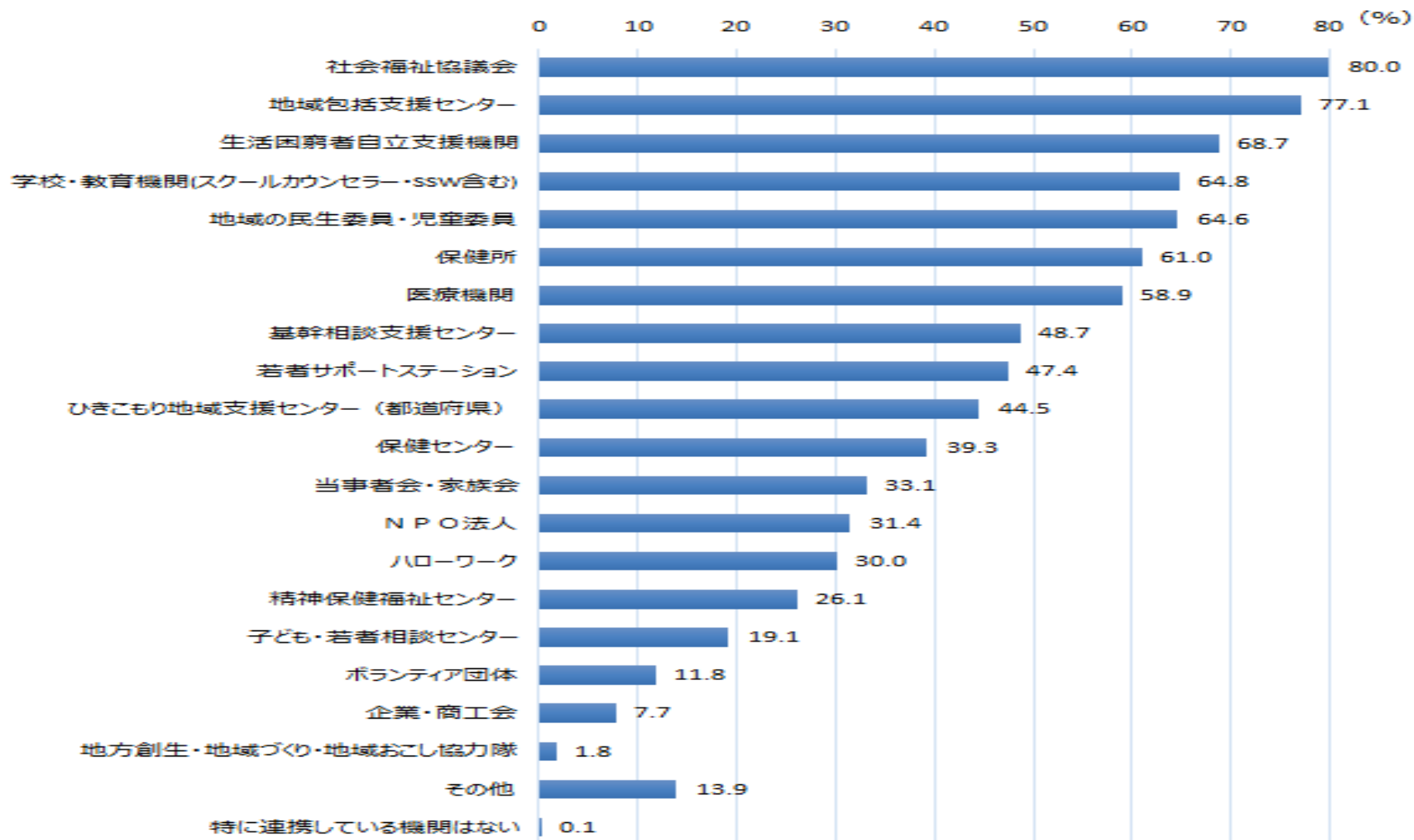
※生活困窮者自立相談支援事業費等負担金及び生活困窮者就労準備支援事業費等補助金

ひきこもり支援の体制整備は、平成21年から都道府県・指定都市に「ひきこもり地域支援センター」を設置し、30年に整備が完了。令和4年度には、基礎自治体における相談窓口の早期設置と支援内容の充実に向け、ひきこもり地域支援センターの設置主体を市区町村に拡充、さらに新たなメニューとしてひきこもり支援ステーション事業を創設した。

|   |        | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|---|--------|-------|-------|-------|-------|
| ひきこもり地域支援センター事業<br>①相談支援、②居場所づくり、③ネットワークづくり、④当事者会・家族会の開催、⑤住民への普及啓発を総合的に実施 | (都道府県) | 47    | 47    | 47    | 47    |
|   | (市区町村) | 38    | 52    | 58    | 67    |
| ひきこもり支援ステーション事業<br>①相談支援、②居場所づくり、③ネットワーク作りを一体的に実施                         |        | 87    | 93    | 110   | 129   |
| ひきこもりサポート事業   |        | 85    | 120   | 155   | 164   |
| 計   |        | 257   | 312   | 370   | 407   |

単位：自治体

## (参考) ひきこもり支援において自治体が連携している関係機関



回答数 = 789

(参照元) 令和6年度厚生労働省社会福祉推進事業

「自治体におけるひきこもり相談支援の実施状況に関する実態把握及び効果的な実施方法に関する調査研究」(株式会社 工業市場研究所)

## (参考) 令和6年度自治体におけるひきこもり支援に関する実施状況(全体総括表)

## &lt;第1弾調査&gt; (窓口明確化、実態把握、市町村PF)

| 項目                 | 説明  | 令和6年度 実施自治体数   | ※参考 令和5年度  |
|--------------------|---|--|--|
| ひきこもり相談窓口の明確化と周知   | ひきこもり状態にある方やその家族が相談できる窓口を明確化し、住民への周知に取り組んでいる自治体   | 窓口明確化済み <b>1,560自治体</b> /1,741自治体<br>(89.6%)<br>うち、周知済み 1,438自治体 | 窓口明確化済み <b>1,487自治体</b> /1,741自治体<br>(85.4%)<br>うち、周知済み 1,320自治体 |
| ひきこもり状態にある方の実態等の把握 | 何らかの方法により、ひきこもり状態にある方の実態把握、調査等を実施している自治体。(過去10年間) | 実態把握済み <b>1,064自治体</b> /1,788自治体<br>(59.5%)                      | 実態把握済み <b>1,005自治体</b> /1,788自治体<br>(56.2%)                      |
| 市町村プラットフォーム設置状況    | 市町村プラットフォームを設置していると回答した自治体                        | 設置済み <b>1,354自治体</b> /1,741自治体<br>(77.8%)                        | 設置済み <b>1,319自治体</b> /1,741自治体<br>(75.8%)                        |

## &lt;第2弾調査&gt; (ひきこもり支援実施状況調べ集計)

| 項目               | 説明  | 令和6年度 実施自治体数   | ※参考 令和5年度  |
|------------------|---|--|--|
| 居場所づくり           | 行政による居場所または民間団体による居場所のいずれか一方を設定している自治体数                                   | 設置あり <b>777自治体</b><br>か所数 2,209か所<br>その他オンライン居場所設置 51自治体   | 設置あり <b>715自治体</b><br>か所数 2,184か所<br>その他オンライン居場所設置 49自治体   |
| 連絡協議会、ネットワークづくり  | 連絡協議会等を開催した自治体数   | 開催あり <b>754自治体</b>   | 開催あり <b>662自治体</b>   |
| 当事者会・家族会の開催等     | 当事者や家族が集まって経験や悩みを共有し、不安な気持ちを解消できる場の設置等を行う自治体数                             | 行政主導で設置している自治体数<br>当事者会設置 <b>99自治体</b><br>家族会設置 <b>199自治体</b><br>その他、地域で活動する当事者・家族会と連携する自治体数 <b>297自治体</b> | 行政主導で設置している自治体数<br>当事者会設置 <b>76自治体</b><br>家族会設置 <b>167自治体</b><br>その他、地域で活動する当事者・家族会と連携する自治体数 <b>274自治体</b> |
| 住民向け講演会・研修会の開催等  | 地域においてひきこもりに関する理解を深めるための講演会や研修会等を開催する自治体。また、ひきこもりに関する支援情報などの周知広報を実施する自治体数 | 講演会・研修会開催 <b>411自治体</b><br>支援情報の周知広報 <b>1,114自治体</b>   | 講演会・研修会開催 <b>379自治体</b><br>支援情報の周知広報 <b>1,139自治体</b>   |
| ひきこもりサポーターの派遣・養成 | ひきこもり支援に関する基本的な知識の習得によるサポーター養成、活動派遣実施自治体数                                 | サポーター養成自治体数 <b>65自治体</b><br>養成者数 1,457人<br>サポーター活動実績がある自治体 <b>78自治体</b><br>活動回数 8,006回                     | サポーター養成自治体数 <b>61自治体</b><br>養成者数 2,066人<br>サポーター活動実績がある自治体 <b>72自治体</b><br>活動回数 7,296回                     |
| 民間団体に対する補助等の取組   | 地域の社会資源を活用したひきこもり支援の取組推進に向け、補助を行うための補助要綱等を作成している自治体数                      | 補助要綱等を作成済み <b>74自治体</b><br>補助を実施 <b>64自治体</b>  | 補助要綱等を作成済み <b>66自治体</b><br>補助を実施 <b>64自治体</b>  |
| 多職種専門チームの設置      | 多様かつ専門的な観点から支援を実施できる体制整備に向けて、医療、法律、心理等の多職種から構成されるチーム設置を進めている自治体数          | 設置済み <b>46自治体</b><br>活動回数 2,235回   | 設置済み <b>43自治体</b><br>活動回数 2,488回   |
| 関係機関の職員養成研修      | ひきこもり支援を担当する職員等を対象として、ひきこもり支援に必要な知識等を習得するための研修会等を実施した自治体数                 | 実施済み <b>80自治体</b><br>受講者数 15,381人  | 実施済み <b>76自治体</b><br>受講者数 18,998人  |
| ひきこもり支援者へのケアの取組  | ひきこもり支援に従事する支援者に対するケアの取組を実施した自治体数   | 実施している <b>159自治体</b>   | 実施している <b>127自治体</b>   |

# みなさんご存じですか？【ひきこもりVOICESTATION】

<https://hikikomori-voice-station.mhlw.go.jp>

ひきこもりVOICE STATIONは、ひきこもり当事者や経験者、家族や支援者の声をシェアすることで、互いに理解しあい、学びあって、**地域に暮らす誰もが生きやすい社会をつくることを目指すコミュニティサイト**です。

「結局、怠けてしょ。」「親の甘やかしては？」  
「仕事しなくてうらやましい。」そんな声は、誤解であり偏見です。  
ひきこもりは、誰にでも起こりうること。  
当事者の様々な思いに触れ、ひきこもりへの理解を深め、  
誰もが生きやすい社会・地域づくりについてみんなで考えませんか？



## NAVIGATION

イベント情報をチェック [CLICK!!](#)

応援MESSAGE [CLICK!!](#)

まず知ろう! 「ひきこもりNOW!」 [CLICK!!](#)

全国の相談窓口はこちら [CLICK!!](#)

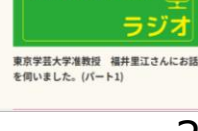
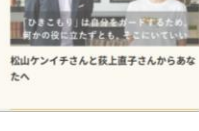
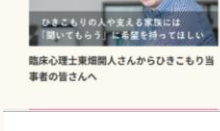
仲間、相談、支援のヒント [CLICK!!](#)

ひきこもりチャットナビ [CLICK!!](#)

居場所づくりの実践事例集 [CLICK!!](#)

よく出会う場面での対応のヒント & 歩みの例 [CLICK!!](#)

contents 当事者・経験者の声に触れよう



ひきこもりオンライン当事者会に参加していただきました。(パート2)  
高知ひきこもりピアサポートセンター、ピアサポーター下田つきゆびさんインタビュー  
ひきこもり当事者の家族会に参加されているご家族の方にお話を伺いました。

# ひきこもりVOICE STATION全国キャラバン2025

## 全国 都市で 開催!



### イベント 内容

- ひきこもり当事者・経験者・ご家族の「体験談」のシェアとパネルディスカッション
  - 当事者の声をヒントに、誰もが生きやすい地域をつくるアイデア企画ワークショップ
  - “HIKIKOMORI” ANYONE? 他人事じゃないかも展の作品の一部展示
- ※詳細は後日、ひきこもりVOICE STATIONサイトで公開します。※ワークショップ参加に不安がある方は、安心して参加できるようスタッフが対応いたしますので、申し込み後のご案内時にお知らせください。

### 対象者

このテーマに関心のある方であれば、どなたでも参加いただけます。

**8月23日(土) 神奈川県横浜市**

@ビジョンセンター横浜みなとみらい/701

**9月13日(土) 高知県高知市**

@高知市文化プラザかるぼーと / 龍馬学園イベントホール

**9月20日(土) 秋田県秋田市**

@秋田県総合保健センター/2階 大会議室

**10月11日(土) 新潟県新潟市**

@NOCプラザ新潟卸センター / NOCホール

**10月18日(土) 奈良県奈良市**

@奈良春日野国際フォーラム 薨~I・RA・KA~/会議室1・2

**11月8日(土) 大分県大分市**

@大分県消費生活・男女共同参画プラザアイネス / 大会議室

ひきこもり経験者・演出家宮本亞門さん  
クリエイティブプロデューサーに就任!

**8月23日**

神奈川県キャラバンにて  
人生ドラマ  
ワークショップ開催!



高知県主催

「つながるフェスタ」  
と共同開催!

**9月13日**  
@高知



詳細・申し込みは、

ひきこもりVOICE STATIONサイトにて

<https://hikikomori-voice-station.mhlw.go.jp>



ひきこもりボイス

検索

主催:厚生労働省  
後援:文部科学省

【開催時間】 13:00-16:00 (開場12:30) ※神奈川県会場のみ13:00-16:45


【その他】 参加無料 (オンライン中継あり)

# ショートドラマ「こもリアル」

ひきこもりの体験談をドラマ化。当事者の想いを想像するきっかけになります。YouTube配信中！

【特別限定公開】こもリアル(全6話)/出演 田中要次 国仲涼子 他/監督 山田英治/実話をもとにしたショートムービー

ひきこもっているのは、  
傷ついた自分を守るため？  
息子のこと、  
理解できていなかった。



誰の向こうの声、聴こえますか？  
『こもリアル』  
全6話配信中  
ひきこもりボイス 検索  
『HIKIKOMORI! ANYONE?展』  
他人事にならない展

「ひきこもりは、ただの怠け」  
世間の声が、  
息子の生きる力を  
奪っていった。




誰の向こうの声、聴こえますか？  
『こもリアル』  
全6話配信中  
ひきこもりボイス 検索  
『HIKIKOMORI! ANYONE?展』  
他人事にならない展

「学校に行くのは当たり前」  
常識に囚われていた私が  
娘を苦しめていた。



誰の向こうの声、聴こえますか？  
『こもリアル』  
全6話配信中  
ひきこもりボイス 検索  
『HIKIKOMORI! ANYONE?展』  
他人事にならない展

太陽の光が  
何もしていない自分を  
責めているようで、  
怖かった。



誰の向こうの声、聴こえますか？  
『こもリアル』  
全6話配信中  
ひきこもりボイス 検索  
『HIKIKOMORI! ANYONE?展』  
他人事にならない展

ひきこもって9年。  
私は生きている価値がない女。  
学校に行ったり、仕事や恋をしたり  
みんなが普通にできることが  
私にはできない。



誰の向こうの声、聴こえますか？  
『こもリアル』  
全6話配信中  
ひきこもりボイス 検索  
『HIKIKOMORI! ANYONE?展』  
他人事にならない展

ゲームをするのは、  
楽しいからではない。  
先の見えない人生について  
考え続けるのがツライから。



誰の向こうの声、聴こえますか？  
『こもリアル』  
全6話配信中  
ひきこもりボイス 検索  
『HIKIKOMORI! ANYONE?展』  
他人事にならない展

# ショートドラマ「こもリアル」

|  |      |   |
|--|------|---|
| 第一話（前編）「母と息子の25年」<br><a href="https://www.youtube.com/shorts/mAlV1WOeKLI?feature=share">https://www.youtube.com/shorts/mAlV1WOeKLI?feature=share</a> | 2:37 |    |
| （後編）<br><a href="https://www.youtube.com/shorts/IQPMhIu9QnA?feature=share">https://www.youtube.com/shorts/IQPMhIu9QnA?feature=share</a>              | 2:50 |    |
| 第二話「別れ道」<br><a href="https://www.youtube.com/shorts/d6UIxkqNtAs?feature=share">https://www.youtube.com/shorts/d6UIxkqNtAs?feature=share</a>          | 2:45 |    |
| 第三話「魔法がほしい」<br><a href="https://www.youtube.com/shorts/tC33WUseDN0?feature=share">https://www.youtube.com/shorts/tC33WUseDN0?feature=share</a>       | 2:05 |    |
| 第四話（前編）「はじまりの朝」<br><a href="https://www.youtube.com/shorts/VkMeA2QzL78?feature=share">https://www.youtube.com/shorts/VkMeA2QzL78?feature=share</a>   | 1:53 |    |
| （後編）<br><a href="https://www.youtube.com/shorts/B5nF5tZoY6k?feature=share">https://www.youtube.com/shorts/B5nF5tZoY6k?feature=share</a>              | 2:49 |   |
| 第五話「ガムテープ」<br><a href="https://www.youtube.com/shorts/4ZmpAViJNs8?feature=share">https://www.youtube.com/shorts/4ZmpAViJNs8?feature=share</a>        | 3:00 |  |
| 第六話「家族会で父は」<br><a href="https://www.youtube.com/shorts/yRjsh2TxbQw?feature=share">https://www.youtube.com/shorts/yRjsh2TxbQw?feature=share</a>       | 3:00 |  |

# ひきこもり支援における支援者ケア事業

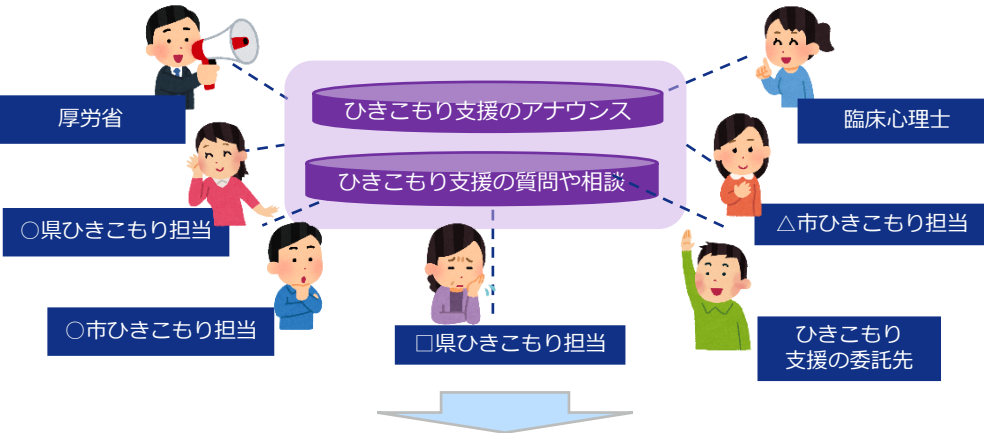
令和8年度当初予算 0.3億円(0.3億円) ※()内は前年度当初予算額

(目) 自立相談支援事業従事者養成研修等委託費

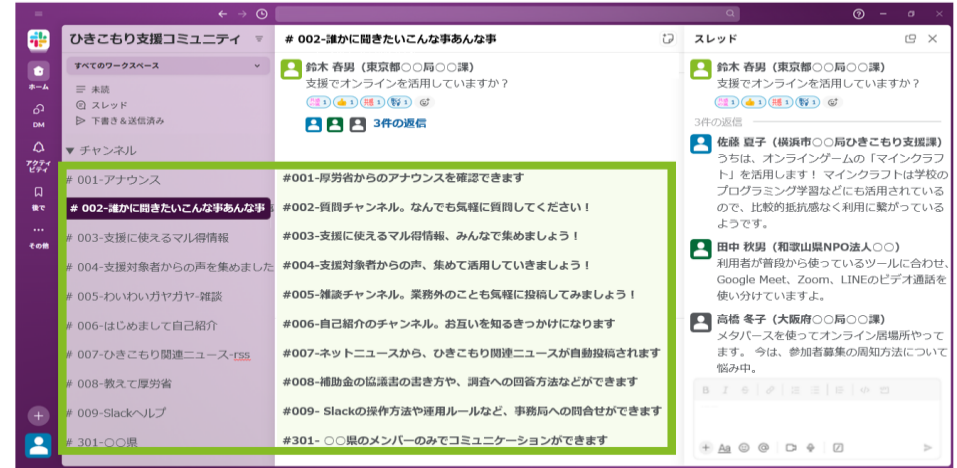
ひきこもり支援者が、複雑・複合化した課題や長期化する支援において抱える悩みの解消・抑制するための方策として、オンラインのコミュニケーションツールを活用し、ひきこもり支援者同士の繋がりによる支援者ケアに資する取組となるよう進めています。  
**さらに、毎月、「ひきこもり支援を語るCafé」(オンラインミーティング)として全国の支援者同士の交流会を開催しています。**

## ひきこもり支援コミュニティとは？

厚生労働省や自治体職員、NPO、臨床心理士会等の全国のひきこもり支援者同士が、気軽にひきこもり支援の有用な情報交換ができ、ノウハウ、経験談を蓄積、検索ができる、ひきこもり支援者のためのコミュニケーションの場です。



## ひきこもり支援コミュニティの画面イメージ



## 「ひきこもり支援を語るCafé」(オンラインミーティング)

### ひきこもり支援を語るCafé

第3回Café

6/25(木) 10:00-11:30

厚労省や自治体職員、全国のひきこもり支援従事者が気軽に情報交換できる場です。

よりそいホットラインの方によるご講演  
取りこぼしのない支援への工夫と相談者への向き合い方

1 支援者同士で気軽に相談できる

自己紹介や雑談で支援者同士が繋がることができます。繋がることで複雑化しているひきこもり支援の悩みも気軽に相談することができます。

2 他所のリアルな情報を調べられる

他所の取組内容や、ひきこもり支援内容など、リアルな情報が蓄積されるため、いつでも知りたい情報を検索して調べられます。

3 ニュースや有益な公共情報が見える

厚生労働省や全国各地の取組のほか、ひきこもりに関するニュースが提供されるため、支援者同士で学び合うことができます。

**【参考資料】**  
**市町村におけるひきこもり支援の取組例**  
**（令和6、7年度作成）**



# ひきこもり状態の当事者と高齢両親の関係（8050世帯）が変化した家族支援の事例

北海道  
沼田町

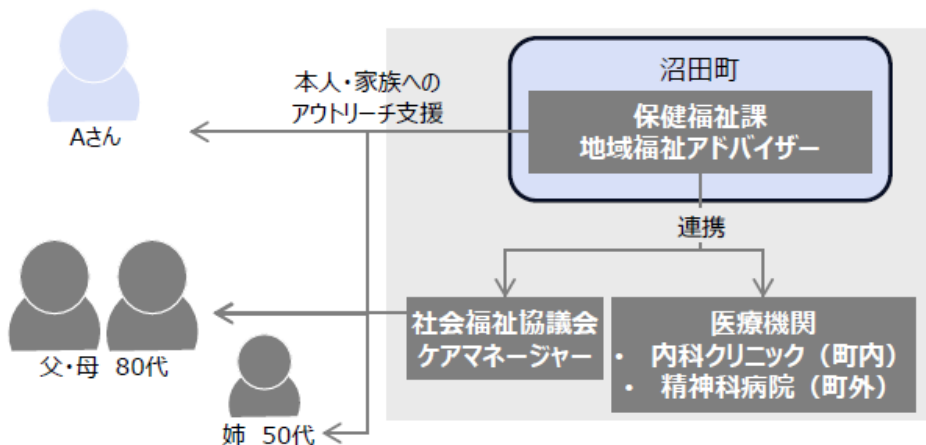
## 基本情報

性別：男性、年齢：50代（以下、Aさん）

経緯：

- 父が脳梗塞の発症後に脳血管性認知症と診断され、年金生活となった。
- 同時期にAさんも心身の不調（顔面神経痛、頭痛、手足のしびれ等）を訴え、ひきこもり状態となった。
- 父の介護認定の申請のため、両親が町役場を訪れた際、Aさんに関する相談があったため、支援へつながった。

## 体制



- Aさんは同居している両親との3人家族。姉は当事者・両親とは別市に住んでおり、主にAさんの通院の送迎をしている。支援の結果、町外の専門病院の受診ができるようになりきょうだい交流ができています。
- 沼田町では保健福祉課に地域福祉アドバイザーがおり分野横断的な支援相談業務にあたっている。
- 保健福祉課では認知症の父への支援をする社会福祉協議会のケアマネジャーとの連携や、Aさんへの医療的支援のために町内外の病院・クリニックとの連携をしている。

## 支援者・当事者（家族）の声

### 支援方針の検討にあたって

- ご両親は息子さんの状態を「普通の生活」と思いたい気持ちと、現状を認めたくない気持ちの両方があり、自分たちの複雑で不安な気持ちを否定せずに聞いてほしい思いがあるのかもしれないと感じました。
- 訪問支援を行うものの、Aさんとは直接会うことができていません。直接Aさんの気持ちを聞いていないため、ひきこもりの理由や困り感などが分からず、十分に寄り添うことができない不安感がありました。

### 今回の支援にあたって工夫したこと

- 「Aさんに直接会えなくてもよい」という柔軟な姿勢を持つようにしました。最初から全てを支援の成果につなげようと焦らず、自然な風の流に乗って支援を進めることを大切にしました。具体的には、ご両親の趣味の活動に自分が出向いて参加し、ご家族の日常生活の中からAさんの状況を間接的に把握するようにしました。また、遠方に住んでいるお姉さんが病院の受診同行に協力的だったことも、大きな支えでした。
- 当町の特徴として、人口2,700人という小さな町ならではの強みがあります。町全体が家族のような関係なので、町民の情報が入ってきやすいのです。ご両親が町内のスポーツ活動に参加していることを知り、私も顔を出しながらご家族の情報を得るインフォーマルな活動をしていました。また支援者側の体制も同じく、人数が少ないからその風通しの良さがあります。保健福祉課は20名体制で縦割りがなく、連携しやすい環境であることが助けになりました。
- 家族それぞれが支援先とつながっているかに関わりの中で意識していました。結果的に、父親は通所での気分転換がはかられ、母親はレスパイトの時間の確保ができました。家族が気軽に相談できる場として、保健福祉課が窓口となれたことがよかったです。

### ひきこもり支援を進めるうえで普段から大切にしていること

- 焦らないことと、当事者の意向に沿うことです。支援のチャンスは意外と日常生活の中に落ちているもの。一つ一つの小さな課題にまず着目し、Aさんのペースや流れの中で進めていくことが、ご本人とご家族の安心につながると感じています。

家族より

- 息子が、自分の気持ちを誰かに聞いてほしいと話すようになりました。

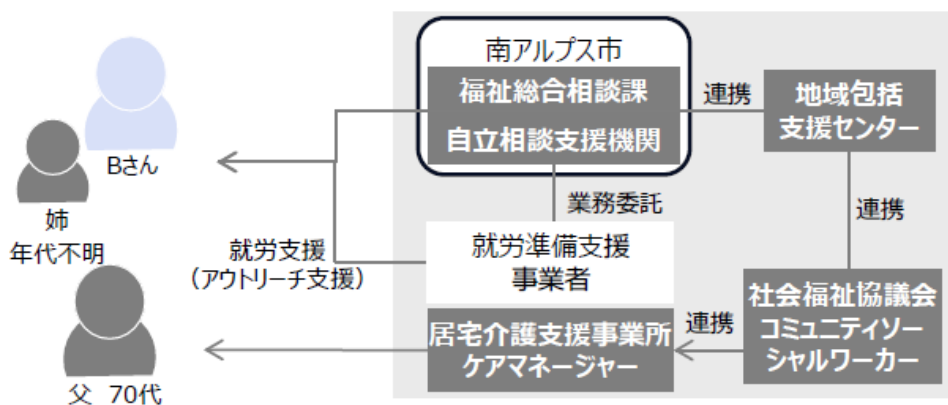
## 基本情報

性別：男性、年齢：30代（以下、Bさん）

経緯：

- 地元の小学校を卒業後、中学校に進学するも、環境変化に適応できず、不登校となった。定時制高校へ進学し、卒業した。
- いくつかのアルバイトを経験（期間はいずれも数ヶ月～1年程度）するものの、就労が続き、ひきこもり生活となった。
- 父の物忘れがひどくなったことから、姉とともに相談に訪れた地域包括支援センターでひきこもり支援につながった。

## 体制



- Bさんは同居している父親との2人暮らし。姉は結婚しBさん・父親とは別居。
- Bさんへの支援は自立相談支援機関、地域包括支援センターが主となって各所と連携している。就労準備支援事業者は、生活困窮者自立支援法における支援調整会議で支援方針を決定し、Bさんへの就労準備支援を行っている。
- 地域包括支援センター、ケアマネージャー、コミュニティソーシャルワーカーは、Bさんの父親の支援者である。Bさんの就労支援と父の介護の両立のため、支援方針のすり合わせを行うことを目的にケース会議を開催している。

## 支援者・当事者（家族）の声

### 支援方針の検討にあたって

- 父親の認知症の進行をきっかけに、Bさん自身も現状を打破し就労したいという気持ちが強くなっていました。面談ではまじめな性格が伺えることから、順調に支援が進むと思われましたが、父親の介護と病状の変化が大きな壁になりました。認知症の父親は公的支援を拒否しており、Bさんが介護をする必要がありました。そのため、病状が悪化しBさんが介護に専念する際には就労準備支援を一時中断しなくてはいけませんでした。
- 家族の介護に直面すると、支援が多岐にわたり、関わる支援者が多くなります。Bさんへの支援と並行して、医療や介護などの父親の支援者との連携、情報共有、支援の熱量のすり合わせに時間がかかりました。

### 今回の支援にあたって工夫したこと

- Bさんの思いを最優先で応援するという姿勢を崩さないようにしました。
- 状況が複雑化し、就労準備支援が中断した際も、気持ちが離れないよう、定期的に連絡を取り続けました。中断したから終わりではなく、「また進められる状況になったら一緒にやろう」というメッセージを伝え続けたのが功を奏しました。Bさんの就労意欲や、自立したいという思いが高まっていたことがきっかけとなり、アルバイト就労を開始することができました。

### ひきこもり支援を進めるうえで普段から大切にしていること

- どんなに家族の課題が複雑でも、あくまで主役はご本人です。「ご本人の意向に沿った支援」の提供という視点を忘れないよう気を付けています。就労は支援の終結ではないため、本人の様子を見守りながら父や本人に何かあったときに一緒に考えられる立場として関わりたいです。
- ひきこもり支援は、一つの支援機関の力では解決できない課題が多いため、複数の支援機関と協力し、日頃から顔の見える関係を築いておくことが鍵になると感じています。

### 当事者より

- 就労準備支援事業を利用し始めたことで、前向きになることができました。

# 不登校経験のある若年女性の当事者に対し本人の意向に沿った丁寧な支援をした事例

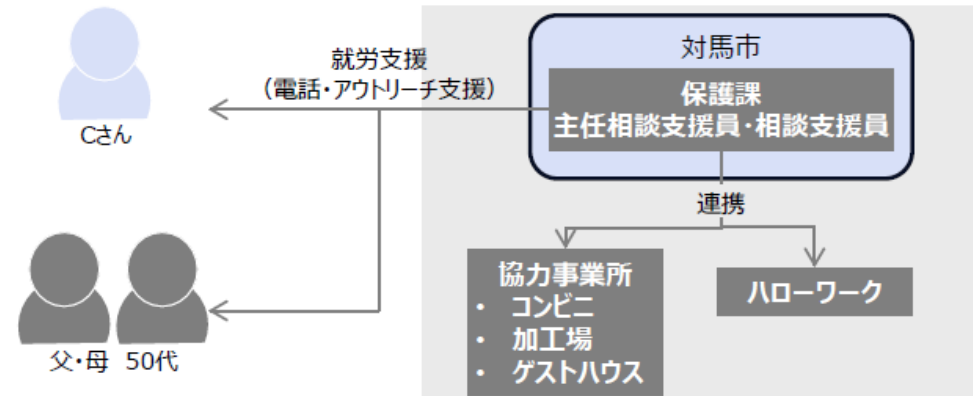
## 基本情報

性別：女性、年齢：20代（以下、Cさん）

経緯：

- ・ 中学生の頃、周囲からの期待と自己のギャップに苦しみ、うつ病を発症した。高校へ進学後にいじめを受け、1年の途中で退学し、パニック障害も発症した。
- ・ 退学後は通信制高校に再入学した。在学中にドラッグストアや製材事業所で働くものの、長続きしなかった。運転免許を取得後、本屋で働くことを目指して面接を受けるが不採用。失敗の不安から求職活動が進まず、ひきこもり状態となった。
- ・ 母の同僚から市の就労支援の紹介があり、母と来所したことで相談につながる。

## 体制



- ・ Cさんは同居している両親との3人家族。両親はCさんのよき理解者であり、家族仲は良好である。
- ・ 保護課（福祉事務所）に設置している生活困窮者自立支援制度に基づく相談窓口でひきこもり支援を行っている。相談窓口では、ハローワークや地域の協力事業所と連携し、日頃から協力事業所での求職者情報など就労支援に関する情報を交換している。
- ・ ハローワークではPC基礎訓練講座を提供しているほか、協力事業所では職場見学を通じた就労支援を行っている。

## 支援者・当事者（家族）の声

### 支援方針の検討にあたって

- ・ Cさんのペースと私たち支援者側の時間的な制約とのバランスが難しかったです。ひきこもり支援、特に就労支援では、準備から就活、合否まで当事者からの反応を待つ「間」を大切にしたい関わりが必要です。市の職員である支援員には異動があり、支援に終わりがあるという現実があります。Cさんのペースを尊重しつつも、残された時間の中で区切りをつけなければならないという葛藤がありました。

### 今回の支援にあたって工夫したこと

- ・ 支援が途切れないよう、継続性を確保することを心がけました。具体的には、異動の可能性のある正規職員だけでなく、会計年度任用職員にもCさんへの支援の考え方や方針を細かく引き継ぎ、切れ目のないサポートを維持できるように努めました。
- ・ 「信頼関係の構築」のためにマニュアル通りではなく、人間味のあるコミュニケーションを大切にしていました。Cさんは、通信制高校を自分の力で卒業した経験があり、もともと努力を惜しまない、素晴らしい力をお持ちでした。Cさんがどんな人なのか、相手に興味を持ち、初回面談でお互いの自己紹介をするなど、自分にも興味を持ってもらえるような関わりを心がけました。
- ・ その結果、本人が支援をされる経験を通して自分も支援をする側になりたいとの希望を見つけ、福祉分野の支援員として就労へつなげることができました。

### ひきこもり支援を進めるうえで普段から大切にしていること

- ・ 「適切な助言のバランス」がポイントになると考えています。ご本人の持つ努力の力を最大限に引き出すためにも、今回はCさんの希望や意向を尊重しつつ、客観的な視点から適切なタイミングで助言を行うというバランスを常に意識するようにしました。支援者という立場ではありますが、本人との関わりの中で私自身も一緒に成長をさせてもらっています。

### 当事者より

- ・ PC訓練に通い始めたあたりから、「明らかに生活習慣や顔つきが変わった、福祉事務所に支援してもらえてよかったね」と両親も話していました。両親は私が働くことそのものより、頑張っている姿勢自体がすごいことだと今でも喜んでくれています。そういったきっかけくれた両親には感謝しています。

支援のポイント

- 福祉と子育て支援の担当課が連携し、情報を共有しながらひきこもり支援を実施した。
- 生活困窮者自立支援事業、重層的支援体制整備事業等の関係機関が連携し、アウトリーチ支援を実施した。

支援の概要

生活歴

Aさんは中学時代に不登校であり、高校は中退した。母は住み込みで働いており、Aさんは祖母と2人世帯で、経済的に困窮していた。祖母の介護や家事を行い、ヤングケアラーとして生活していた。

きっかけ・経緯

祖母のケアマネジャーが孫がヤングケアラーかつひきこもり状態であることを把握し、包括の地域ケア会議で支援方法を検討した。  
重層的支援の一環でひきこもり支援を開始した。

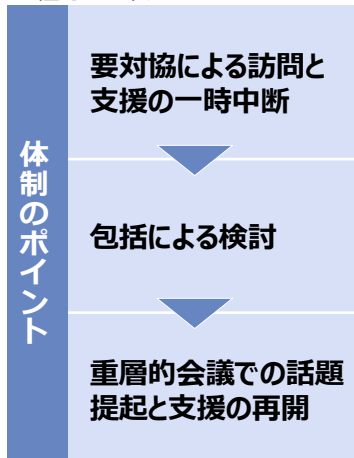
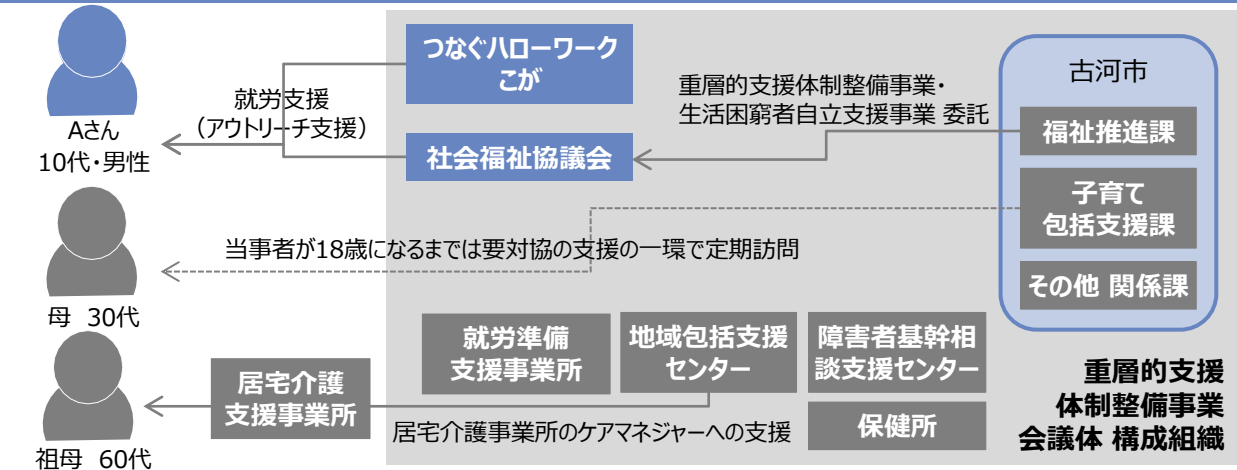
支援内容

Aさんの就労意思を確認したうえで、アウトリーチ支援を行い、支援者との信頼関係を構築した。  
就労を目標に、ハローワークで履歴書の書き方や面接対応等の支援を行ったところ、生活意欲が向上し、就労に至った。  
重層的支援の会議で関係機関間の情報共有を図っている。

今後の展望

世帯状況や、Aさんの状況が変わった際にいつでも相談できる体制・信頼関係の構築を目指す。  
主にハローワークと社協によるフォローアップ体制を維持する。

体制



- Aさんは18歳まで要保護児童に登録されていたため、要対協による支援の一環として、定期的な自宅訪問が行われていた。要対協での対応終了後、生活状況が変わり、ひきこもり、生活困窮状態に陥ったが、18歳となっていたため、要対協での積極的な介入ができず、状況を把握できずにいた。
- 社協にはヤングケアラー・コーディネーターが配置されている。祖母を担当するケアマネジャーが世帯の状況を把握し、包括が実施する地域ケア会議で、ケアマネジャー、ヤングケアラー・コーディネーター等の関係機関が本事例の対応を検討した。
- ヤングケアラー・コーディネーターは重層的支援の主管課に本事例を話題提起した。その結果、アウトリーチ支援へつながった。重層的支援の会議体には要対協の主管課が含まれているため、過去の支援経過や当時の状況を踏まえ、支援方法を検討するとともに、支援を再開することができた。

略語…重層的支援：重層的支援体制整備事業、社協：社会福祉協議会、要対協：要保護児童対策地域協議会、包括：地域包括支援センター

# 三重県 明和町

## ひきこもり当事者の希望で就労や社会参画につながったケース

### 支援のポイント

- 以前から社協は、**地域のつながりや連携を強化**する取組に注力していた。
- ひきこもり当事者の性格、志向、強みを考慮した社会参加の場を提供した。就業後も**定期的に職場訪問等**をすることで、**当事者の就労の定着を支援**した。

### 支援の概要

#### 生活歴

- 同居をしていた母親は気難しい性格であった。Bさんはもともと穏やかな性格で、他者とのコミュニケーションにも大きな問題はなかった。
- 慕っていた祖母の死をきっかけに就労が困難となり、ひきこもり状態となった。

#### きっかけ・経緯

- Bさんと母親は口論がきっかけで警察介入の暴力事件に発展した。母は事件後に施設へ入所となりBさんは経済的に困窮した。
- そのため、町役場を経由し、社協のひきこもりサポート窓口へつながった。

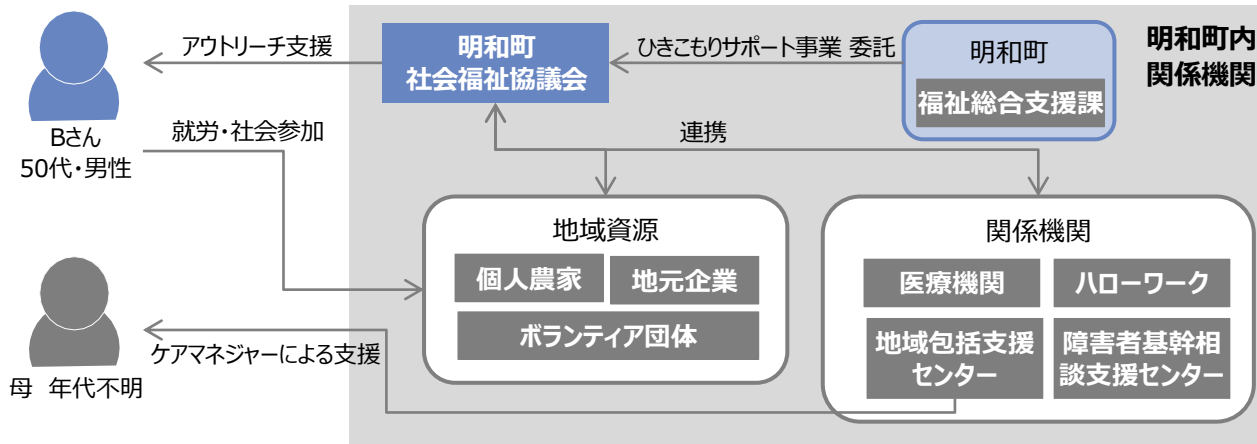
#### 支援内容

- Bさんの就労意思を確認し、現在の社会参加の状況や、農作業ができる強み、高齢者や子どもの支援に関わりたいという希望を聴取した。
- 社会参加の機会として地域資源の情報を提供した結果、農家での作業体験・パート就労、高齢者への配食活動の有償ボランティア活動、地域の防犯パトロール活動※に参加することができた。

#### 今後の展望

- 母親の健康状態が悪化している中、家族全体をどのように支援していくかが課題である。

### 体制



**体制のポイント**

- 社協と地域の繋がり
- 行政が介入するも支援に繋がらず
- 生活困窮をきっかけとした支援の開始

※地域の防犯パトロール活動：青色回転灯を装備した自動車地域を巡回する防犯活動で、通称「青パト」と呼ばれる。Bさんは支援者とペアを組み、車から子どもに手を振るなど地域の見守りを行った。

略語…社協：社会福祉協議会、包括：地域包括支援センター

# 神奈川県 海老名市

## アウトリーチ支援を行い、福祉や医療と連携しながら、精神障害のあるひきこもり当事者へ支援を行ったケース

### 支援のポイント

- ・ 地域包括支援センターが**父親の支援を行ったことをきっかけに、同世帯内でのひきこもり支援ニーズを把握した。**
- ・ 定期的な訪問により、**当事者に寄り添い続けたことで当事者・支援者間の信頼関係を構築した。支援者が当事者の困りごとを支援のきっかけととらえ、医療機関への同行受診を実施した結果、次の支援先に繋ぐことができた。**

### 支援の概要

#### 生活歴

- ・ 父親が家事を行っていたため、Cさんは基本的な家事をしてこなかった。父親以外との関わりがない生活が長く、独特の生活スタイルが確立されていた。

#### きっかけ・経緯

- ・ 父親の外出先での転倒が契機となり、**包括につながった。**
- ・ 同居しているCさんが相談先を求めていることが明らかとなった。包括経由で市へ情報が共有され、2人の同意を得てから自宅訪問を開始した。

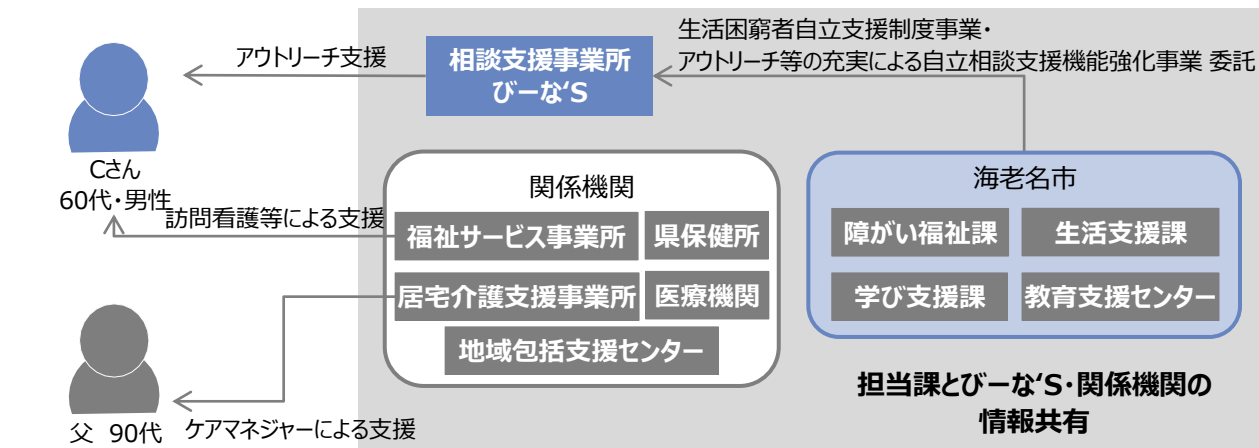
#### 支援内容

- ・ Cさんには身体症状があったため、健康診断をきっかけに内科を受診した。継続的な訪問を通して、Cさんの強迫観念・行為など精神疾患の所見が明らかになったため、支援者は精神科への受診を検討した。
- ・ 内科を受診したことで身体症状が落ち着き、本人の同意が得られたため、精神科を受診することができた。
- ・ 支援者は高齢の父親へ診察結果や服薬に関する説明を行った。

#### 今後の展望

- ・ 親亡き後の生活基盤を整え日常生活能力の維持・向上を目指す。状況の変化に備えた成年後見人制度の活用準備を行う。

### 体制



### 体制のポイント

#### 関係者間での情報共有・連携

#### 支援の同意取得の難しさ

#### 方向性の共有

- ・ 父親の状況を把握していた包括担当者、ひきこもり支援を担当する生活支援課とびーな'Sの関係者間での情報共有の仕組みが整っていた。
- ・ ひきこもり支援としてアウトリーチをするためには、父親、Cさんの両方の同意が必要である。包括担当者が訪問を通して信頼関係を構築したうえで、相談先を紹介することで、アウトリーチの同意が得られた。初回訪問の際は支援者の役割や困りごと解決のための提案を丁寧に説明した。
- ・ 支援計画書は生活支援課とびーな'Sが作成し、支援調整会議に諮ったうえで支援の方向性を課内でも共有した。支援開始から3か月後に支援計画書のモニタリング・評価書を同会議に諮ることで、支援者の孤立を防いでいる。
- ・ 支援が始まったあとは、通院している医療機関、ケアマネジャーとも密に連携をはかり、地域の中で孤立しないよう家族の支援体制を強化している。

# 大阪府 守口市

## 支援者とともに当事者会を発足させ、居場所として機能しているケース

### 支援のポイント

- 当事者会の企画・運営に**当事者が主体的に関わることができる**ような体制を構築した。
- 当事者会は**他者とかわり、自分が役に立つ、感謝する・される等の社会経験を積むことができる**場所である。

### 支援の概要

#### 生活歴

- Dさんは、デザイン関係の仕事をしていましたが、30代で退職した。
- 他県在住の両親から生活費の仕送りを受けていたものの、生活に窮し、保険料を滞納していた。

#### きっかけ・経緯

- 支援開始1年前に、Dさんはくらしサポートセンター守口を訪れていたが、建物の中に入ることができなかった。
- 保険課での保険料の支払い相談をきっかけに、同センターへつながった。

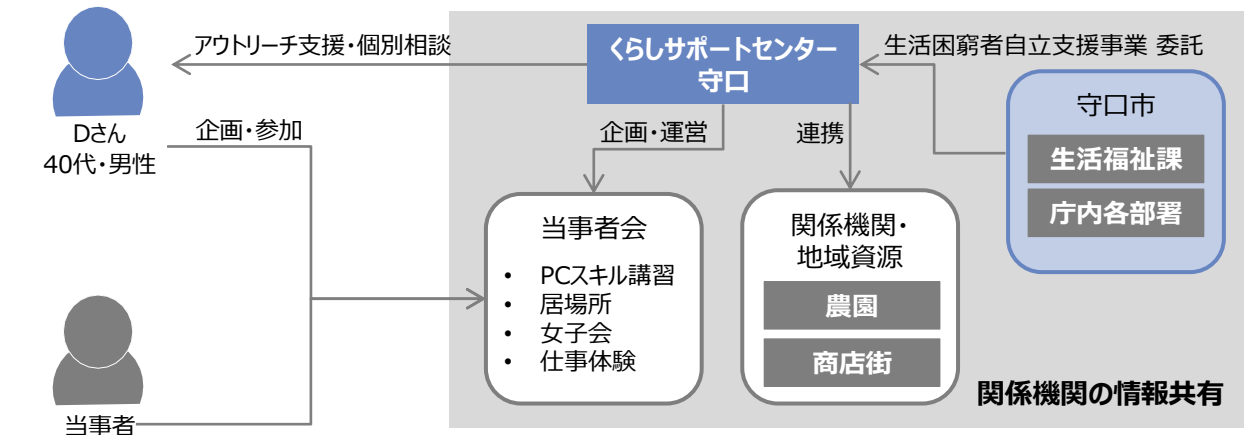
#### 支援内容

- 滞納していた保険料を分割して支払えるよう、同行支援を行った。
- 保健所の嘱託医相談を紹介し、スムーズな医療受診を支援した。
- Dさんの生活が落ち着いたため、強みであるPCスキルを活かし、有償のPC講師として、社会参加のできる居場所を提供した。

#### 今後の展望

- 一般就労（正社員）を目指して定期面談を実施していく。
- Dさんの希望である農業分野も視野にいれ、就労支援を行う。

### 体制



#### 体制のポイント

ひきこもり支援に対する理解の醸成

当事者会の設立

当事者会内の体制の工夫

- 庁内の社会福祉以外の部署にも、生活困窮者自立支援相談窓口の就労準備支援担当窓口が周知されている。
- こども食堂の活動を通して、福祉事業に関する地域の理解が醸成されている。
- 当事者のスキルを活かした社会参加のステップとして当事者会を設立することとした。
- 地域の理解が得られていたため当事者会用の物件の確保は容易だった。
- Dさんが支援者と一緒に当事者会の企画を考えた。
- 当事者会に参加するひきこもり当事者たちが積極的に関与し、参加者の関心に沿う様々なプログラムを作っている。

# 山梨県 甲府市

## メタバースを活用した広報・相談支援を行っている事例

### 支援のポイント

- **メタバース空間を活用した広報と個別の相談支援を実施している。**
  - 広報：誰でもアクセス可能なメタバース上の空間にひきこもり支援の情報を掲載している。
  - 相談支援：アバター（メタバース空間上の分身）となり、メタバース空間で専門職と個別相談を行うことができるほか、当事者と家族、支援者を対象とした交流会のイベントを開催している。

### 体制構築の経緯

#### 背景

- 中核市に制定されたことをきっかけに、ひきこもり相談専用ダイヤルを設置した。

#### きっかけ・経緯

- 担当者は、対面相談だけでは当事者と会えないことから、当事者の相談へのハードルを下げ、対面以外の形態の相談につなげたいと考えていた。
- 県内のメタバース婚活イベントの取組を知り、市での活用を検討した。

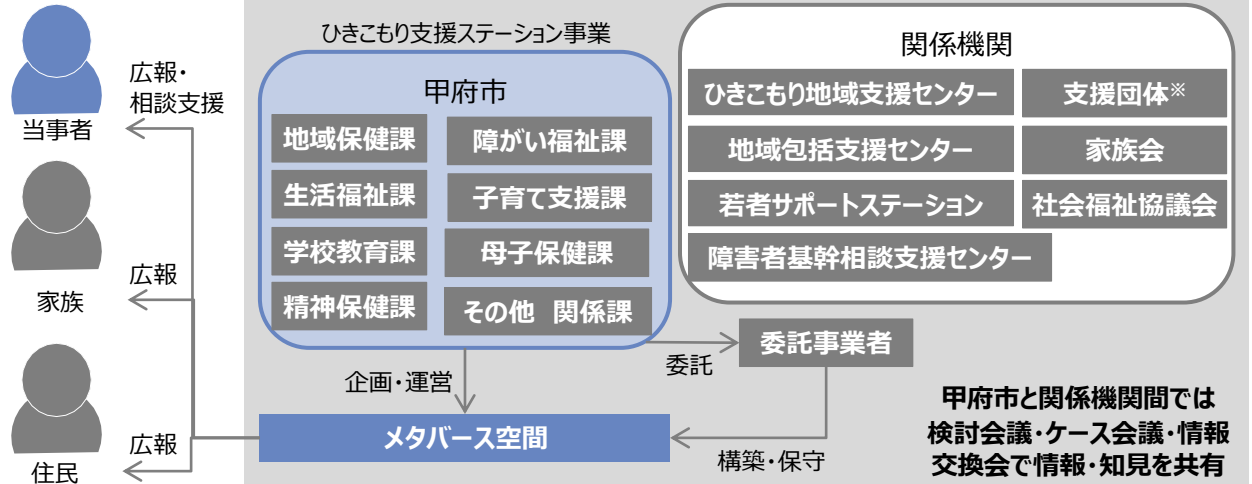
#### 支援内容

- メタバース空間の構築・保守は委託事業者が行い、メタバース空間上での個別相談と広報は精神保健課の担当者が対応している。
- ケース会議では、非常勤のアドバイザーに助言をもらいながら支援を進めている。

#### 今後の展望

- メタバース空間の広報・周知を行う。
- 個別相談ルームの利用拡大に向けて交流会を実施する。
- 空間内を訪れる当事者の意見を収集し、ニーズの実態把握を行う。

### 体制



※生活支援などを行っている団体。



左：メタバース空間上での交流の様子。  
右：自分の好きなアバターを選択し空間内を自由に移動・交流できる。

## 東京都 墨田区

## ひきこもり専用ウェブサイトを活用しひきこもりに関する周知・啓発の広報を行っている事例

## 支援のポイント

- 委託先や関係機関と連携して、**ひきこもり支援専用のウェブサイト**を開設し、様々な方法での広報支援を実施している。
- ウェブサイトはひきこもり当事者の目線を重要視し、制作にあたっては当事者やひきこもり支援の専門家等からの意見を反映した。**支援内容紹介動画、ひきこもり経験者によるコラム、支援者紹介などを掲載している。

## 体制構築の経緯

## 背景

- ひきこもり当事者の困りごとへの個別対応を行っていたが、令和5年4月からひきこもり専用の相談窓口として、ひきこもり地域支援センターを設置した。

## きっかけ・経緯

- ひきこもり当事者へ情報が届きにくいという課題を感じていた。多様な周知方法による広報活動の強化を検討した。
- 区のウェブサイトは当事者がアクセスづらいと判断し、ひきこもり支援の専用ウェブサイトを作った。

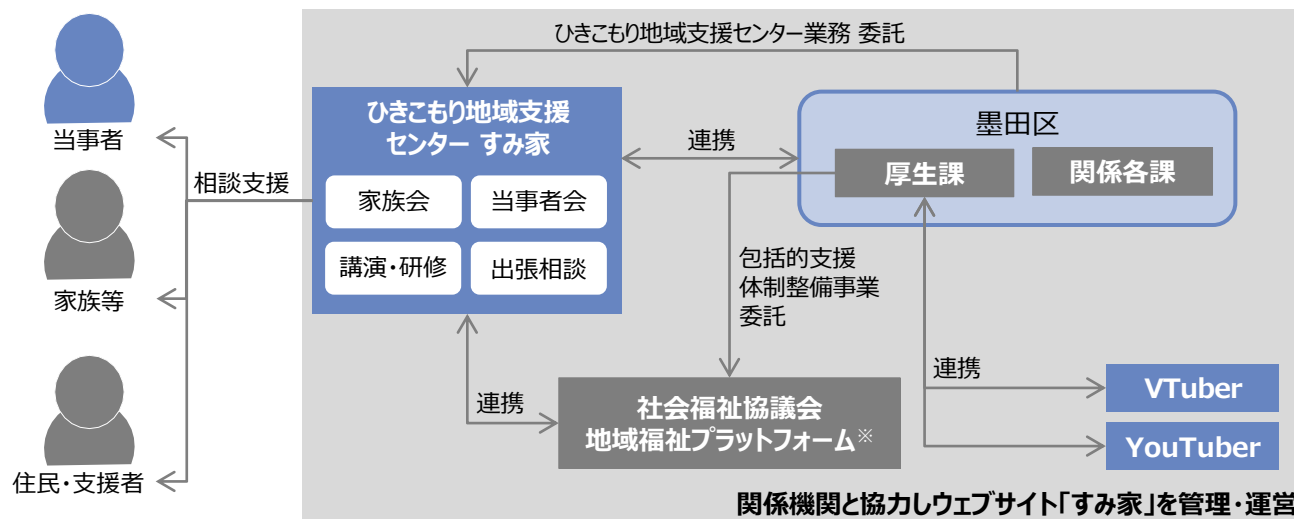
## 支援内容

- ウェブサイトは、温かみややわらかさが伝わるように、色合いやキャラクターを考慮した。相談の流れと支援者をイラスト付きで紹介している。
- YouTuber、VTuberを活用した動画コンテンツを作成し、支援内容やひきこもりに関する情報をわかりやすく配信している。
- ひきこもり経験者によるコラムを通して、当事者の心境の変化などを発信することで、ひきこもりに関する理解の促進に努めている。

## 今後の展望

- ひきこもり支援の拠点（居場所と相談の場）を設置し、支援を強化する。

## 体制



※社会福祉協議会が運営している地域住民の交流の場・相談窓口で、ひきこもり相談も受け付けている。



左：継続したウェブサイト訪問のための工夫として、コラムの掲載やVTuberとのコラボ動画の作成を行っている。  
右：ウェブサイトは、温かい色味を使い、多様性を表すイラストを掲載している。

厚生労働省ホームページに支援事例を掲載してあります。

# 厚生労働省 ホームページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/seikatsuhogo/hikikomori/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/hikikomori/index.html)

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

▼ 本文へ ▶ お問い合わせ窓口 ▶ よくある御質問 ▶ サイトマップ ▶ 国民参加の場

Google カスタム検索

テーマ別を探す 報道・広報 政策について 厚生労働省について 統計情報・白書 所管の法令等 申請・募集・情報公開

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 生活保護・福祉一般 > ひきこもり支援に関する取組

福祉・介護

## ひきこもり支援に関する取組

- 1. (お知らせ) ひきこもり支援ポータルサイト「ひきこもりVOICE STATION」をリニューアルしました！
- 2. ひきこもり支援に関する取組
- 3. ひきこもり地域支援センターの取組状況
- 4. 自治体におけるひきこもり支援の取組状況
- 5. 支援者支援（支援者ケア）ー ひきこもり支援に携わる方を支える取り組みー
- 6. ひきこもり支援ハンドブック～寄り添うための羅針盤～
- 7. 参考

ひきこもりの状態にある方やそのご家族への支援に向けて

- 
- 
- 

### 自治体におけるひきこもり支援の事例

- [PDF \(令和3年度以前\) ひきこもり支援事例 \[1.7MB\]](#)
- [PDF \(令和4年度\) ひきこもり支援事例 \[2.7MB\]](#)
- [PDF \(令和5年度\) ひきこもり支援事例 \[1.9MB\]](#)
- [PDF \(令和6年度\) ひきこもり支援事例 \[928KB\]](#)
- [PDF \(令和7年度\) ひきこもり支援事例 \[499KB\]](#)

### 政策について

#### 分野別の政策一覧

健康・医療

福祉・介護

障害者福祉

生活保護・福祉一般

介護・高齢者福祉

[ページの先頭へ戻る](#)